

# 新生児聴覚検査実務の手引き(案)

(「新生児聴覚検査の推進に向けた検討会」における検討のまとめ)

 東京都

令和2年〇月



## はじめに

聴覚障害は早期に発見され、適切な支援が行われた場合には聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要とされています。

平成29年度に新生児聴覚検査体制整備事業が創設され、近年の国通知においても、全ての新生児が聴覚検査を受けられるよう、市町村には「新生児聴覚検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担軽減を図る」よう努めることを求めており、また管内広域にわたる普及啓発や、療育機関、医療機関等の関係機関との連携体制づくり等についてもより一層の取組が求められております。

東京都では平成31年4月から都内全域の区市町村で新生児聴覚検査の公費負担制度が開始されるにあたり、公費負担制度の導入のみならず、各機関の果たすべき役割や課題を明確にし、都内全ての新生児が検査を受けられる体制を整備することを目指し、平成29年度に区市町村、都医師会、都産婦人科医会、都小児科医会、日本耳鼻咽喉科学会東京都地方部会とともに「新生児聴覚検査の推進に向けた検討会」を設置いたしました。

本手引きは、検討会での検討内容をもとに、新生児聴覚検査やその後の支援が円滑に行われるよう、区市町村や医療機関などの関係する全ての機関の担当者に参照いただく目的として作成しました。

ぜひ本手引きを活用いただき、各現場での取組に役立てていただくことで、すべての新生児と保護者が安心して検査を受け、早期に支援につながる体制の充実につながることを願っております。

最後になりましたが、本手引きの作成にあたり多大なるご協力を賜りました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年〇月

東京都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課



# 目 次

I	検査の目的及び手引きの位置づけ	
1	検査の目的、意義等	1
2	母子保健課長通知で示されている基本事項	1
3	本手引きについて	1
II	新生児聴覚検査の流れ	
1	新生児聴覚検査の流れ	2
2	解説	3
III	関係機関の役割	
1	区市町村	
(1)	妊婦への周知	4
(2)	公費負担制度の実施	4
(3)	リファーマー児に関する対応	5
(4)	未受検児の早期発見と受検勧奨	5
(5)	精密検査の実施	5
(6)	早期療育へのつなぎ	6
2	新生児聴覚検査実施医療機関	
(1)	初回検査、確認検査の実施（分娩取扱機関を想定）	6
(2)	リファーマー児に関する対応	10
3	新生児聴覚検査未実施の分娩取扱医療機関・助産所	
(1)	検査ができない場合の対応	11
4	精密聴力検査実施医療機関	
(1)	精密検査の実施	11
(2)	難聴児に関する対応	12
5	療育機関	
(1)	都立ろう学校乳幼児教育相談	12
(2)	早期療育	12
6	東京都	
(1)	周知啓発	13
(2)	関係機関支援	13
IV	資料	
1	検査関係様式	
(1)	新生児聴覚検査受診票	17
(2)	精密健康診査受診票	19

2	周知啓発資料	
(1)	新生児聴覚検査チラシ	..... 20
(2)	赤ちゃんのおみみ	..... 21
3	関係機関情報	
(1)	新生児聴覚検査実施医療機関リスト	..... 22
(2)	精密聴力検査実施医療機関リスト	..... 32
(3)	都内区市町村担当窓口リスト	..... 33
(4)	療育機関リスト	..... 39
4	その他	
(1)	「新生児聴覚検査の実施について」 (平成29年12月28日付子母発1228第一号)	..... 40
(2)	新生児聴覚検査実施要綱(標準要綱)	..... 44
(3)	新生児聴覚スクリーニングマニュアル(日本耳鼻咽喉科学会)紹介	..... 48
(4)	医療機関向けQ&A	..... 49
	《参考文献》	..... 56

## I 検査の目的及び手引きの位置づけ

### 1 新生児聴覚検査の目的・意義等

- 新生児聴覚検査は、先天性の聴覚障害を早期に発見し、早期療育や支援につなげる上で大変重要な検査であり、全ての新生児がこの検査を受けることが重要である。
- そのため、保護者等に対し妊娠期から検査の周知等に取り組む区市町村の母子保健担当者はもとより、検査を実施する医療機関等の適切な対応が必要である。
- 特に検査結果がリファー（要精密検査）であった児の健やかな発育・発達のためには、精密検査機関を確実に受診し、難聴またはその疑いがあると診断された場合に円滑に療育機関等による支援につながらなければならない。

### 2 母子保健課長通知で示されている基本事項

- 新生児聴覚検査に関する国の通知では、区市町村や都道府県等が取り組むべき事項として以下のことが示されている。
  - ・ 住民に身近な自治体である区市町村は、受検の勧奨や検査結果の把握、適切な指導援助等に取り組むこととされており、あわせて、検査費用の公費負担を行う。
  - ・ また、広域的自治体である都道府県は、管内区市町村において新生児聴覚検査が適切に実施されるとともに、児及び保護者への多面的な支援が円滑に行われるよう、連携体制の構築に取り組む。
- また、医療機関における検査体制の整備や検査の適切な実施にかかる留意事項も示されている。
- こうした基本的事項を踏まえ、各機関が必要な役割を果たすことが重要である。

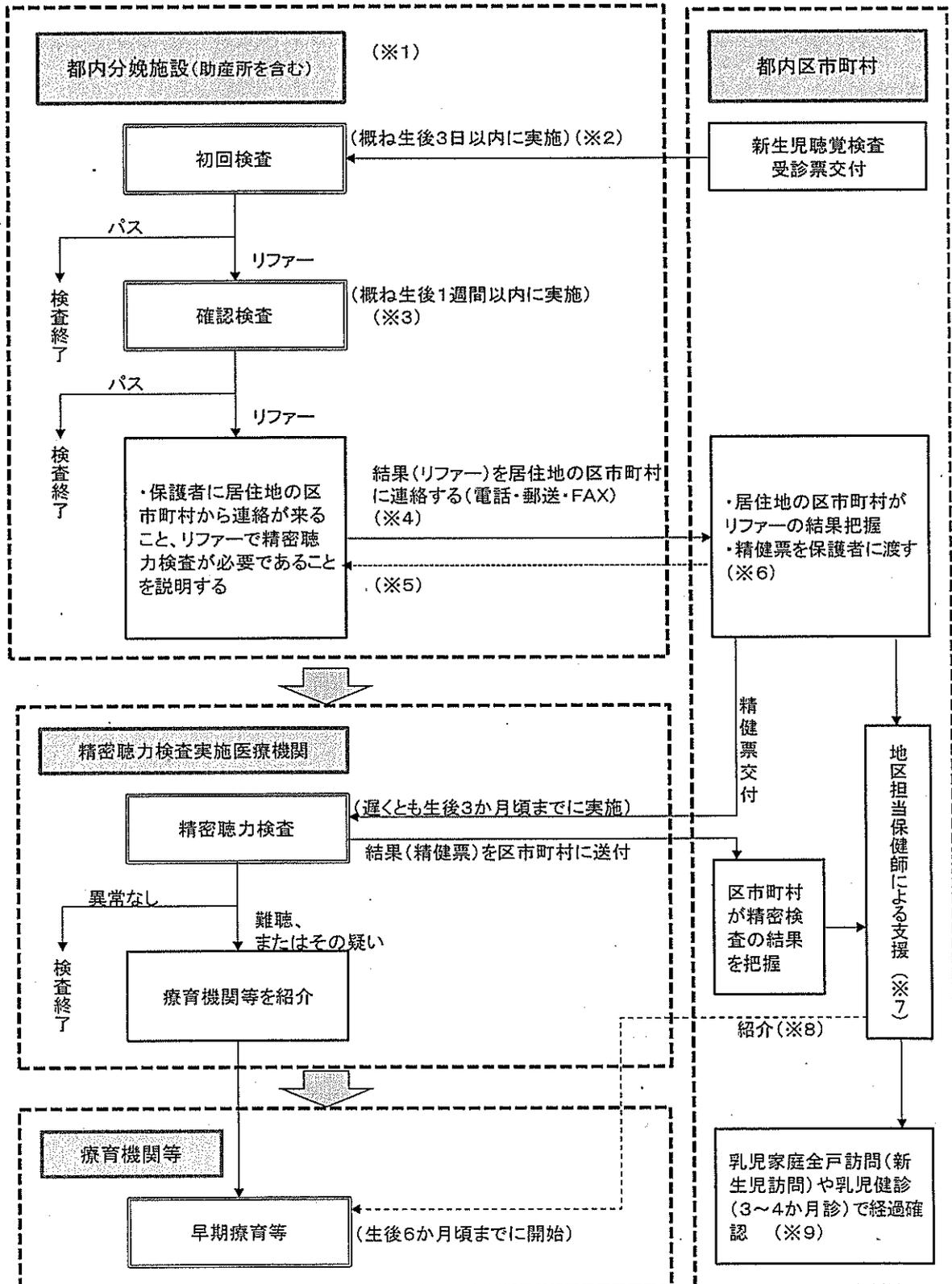
### 3 本手引きについて

- 平成 29 年度、都は「新生児聴覚検査の推進に向けた検討会」を設置し、前述の国の通知の内容も踏まえつつ、区市町村における検査費用の公費負担制度の導入を前提とした課題等について検討を行った。具体的には、
  - ・ 検査を適切に受けるための受診票の内容
  - ・ リファー児に関する区市町村と医療機関の連絡方法
  - ・ 検査を実施する医療機関を把握するための調査内容などの都内全域に関わる事項について検討を行い、区市町村における公費負担制度に関する実施内容や、東京都が実施する新生児聴覚検査の体制整備の取組に反映した。
- 本手引きは、検討会での検討内容をもとに、新生児聴覚検査やその後の支援が円滑に行われるよう、区市町村や医療機関などの関係する全ての機関の担当者に参照いただく目的として作成したものである。

## II 新生児聴覚検査の流れ

### 1 新生児聴覚検査の流れ

#### 新生児聴覚検査の流れ（標準版）



## 2 解説

### 解説

- ※1 機器を保有していない分娩施設においては、出産前に実施可能な施設を案内する。他院出生児の検査が可能な医療機関は東京都 HP (URL: [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby\\_ear.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby_ear.html)) に掲載。他院出生児の検査が可能な施設においては、全ての新生児を対象とした検査を実施することが重要であるため、出来る限り協力する。
- ※2 機器を保有している分娩施設においては、概ね生後3日以内に実施すること。機器を保有していない分娩施設においては退院後、早めの検査を案内する。検査受診票の有効期間は生後50日に達する日まで(生まれた日を0日として起算し50日まで)である。
- ※3 初回検査の結果、リファー(要再検)のケースについては、おおむね生後1週間以内に確認検査を行うこと。ただし、入院期間の日数等により、1週間以内に確認検査が行えない場合は、確認検査後のリファーと同様の対応を行う。
- ※4 連絡先は、保護者の住所地の区市町村である。区市町村の担当部署は東京都 HP (URL: [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby\\_ear.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby_ear.html)) に掲載。連絡方法は、電話・FAX・郵送による。FAXの場合は、新生児聴覚検査受診票(甲)の左下の保護者の住所・母の氏名及び電話番号の一部をマスキングして、誤送信による個人情報の流出防止を行う。郵送の場合は、新生児聴覚検査受診票のコピーを送付する。
- ※5 連絡を受けた区市町村は、必要に応じて、連絡元の施設に児・保護者の状況を確認する。
- ※6 精密健康診査受診票(精健票)を交付して、精密聴力検査実施医療機関受診を促す。紹介先が決まっていない場合は、区市町村が保護者と相談して決定する。
- ※7 保護者の不安に寄り添い、個別の子育て支援を行う。
- ※8 難聴(疑いを含む)の場合は「乳幼児教育相談」を行う都立ろう学校や、主に難聴幼児の療育を行う児童発達支援センターを案内する。
- ※9 新生児聴覚検査の結果に関わらず、発達に応じた耳のきこえとことばについて、乳幼児健診等で確認していく。

### Ⅲ 関係機関の役割

#### 1 区市町村

##### (1) 妊婦への周知

**④** 確実な受検に向けた周知を行う。

- ・ 母子健康手帳交付の際、検査受診票を交付する。その際に検査の意義や公費負担制度等についての説明を行い、特に分娩予定の施設が新生児聴覚検査を実施していない場合でも受検につながるよう、検査が受けられる医療機関等の必要な情報を提供することが重要である。
- ・ また、他の道府県に里帰りし出産する場合には、検査受診票が使用できないことや、検査費用の償還払い制度の情報提供など、必要な情報提供を行う。
- ・ 周知方法は、母子健康手帳交付時の母子保健バッグに検査受診票と併せリーフレット「赤ちゃんのおみみ」配布、医療機関へのチラシ配布、区市町村広報への掲載、母親学級等での説明など、妊娠中のあるゆる機会を通して検査の周知を行う。

##### (2) 公費負担制度の実施

**④** 全ての新生児が安心して聴覚検査を受けられるよう、共通の受診票による公費負担を実施する。

- ・ 公費負担制度（検査費用の一部助成）を行うためには、都内区市町村共通の検査受診票が必要であるが、生後50日に達する日（生まれた日を0日として起算し50日まで）までが有効期限である。また、対象となる検査の内容は新生児聴覚検査の初回検査であって、自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）または耳音響放射検査（OAE）により実施することや、初回検査は原則として出生後おおむね3日以内に出生した分娩取扱医療機関等で実施することとし、これにより難しい場合は、退院後、生後50日に達する日までに他の医療機関等で実施すること等に留意する。
- ・ また、検査受診票は、検査結果に関し、医療機関から区市町村に早期に必要な情報提供を行い、確実に精密検査、治療・療育につなげる上で重要な役割を持っている。
- ・ 検査受診票には、検査結果や検査の総合判定、区市町村への連絡事項等を記入することとなっているが、これは、大切な検査結果の記録となり、リファーマであった場合では、特に重要な情報となる。
- ・ また、検査受診票の左側の欄の申込書署名により個人情報に関する保護者の承諾を得て検査を実施することとなるため、必ず所定の事項を記入していただく。

### (3) リファード児に関する対応

**④** 検査結果がリファードの場合、医療機関からの連絡を受け、区市町村は早期の支援を行うとともに、精密検査の確実な受検につなげる。

- ・ 医療機関が初回検査を実施し、リファード（要再検査）のケースについては、原則おおむね生後1週間以内に確認検査を行うこととされている。
- ・ 確認検査の結果がリファードの場合、医療機関から保護者の住所地の区市町村に連絡が入る。方法は、電話のほか、個人情報が見えないよう留意した上で郵送やFAXでも可能である。いずれにしても、個人情報が流出しないよう十分注意することが必要である。
- ・ なお、分娩取扱施設においては、出産後の入院日数が短いなどの理由により、確認検査を生後1週間以内に実施することが困難な場合がある。そうした場合には、初回検査の段階で、結果がリファードの場合に区市町村への連絡を行う。
- ・ 連絡を受けた区市町村は、必要に応じて、検査を行った医療機関に対し、児や保護者の状況を確認する。
- ・ 保護者と連絡を取り、精密健康診査受診票（新生児聴覚用）を交付して、精密検査の意義を説明し、精密聴力検査実施医療機関での受検を働きかける。受検先の医療機関が決まっていない場合は、区市町村が保護者と相談しながら、医療機関を決め、確実な受検につなげる。

### (4) 未受検児の早期発見と受検勧奨

**④** 難聴児の早期発見のため、未受検児を早期に把握し、聴力検査の受検につなげる。

- ・ 未受検児を早期に把握するため、新生児訪問や乳児健診など、生まれた後のなるべく早い段階で母子と関わるタイミングを活用し、母子健康手帳の確認を行い、受検の有無と検査結果を確認する。また、受診票の戻りで受検状況や検査結果を確認し、すべての児の受検の状況を確実に把握する。
- ・ 未受検児を発見した場合の受検勧奨について  
未受検児を発見した場合、速やかに検査を受けるよう受診勧奨を行う。また、新生児聴覚検査の受検可能な年齢を過ぎてしまった場合に保護者の希望がある場合には、精密検査実施医療機関への相談等を行うことも方法であることを伝える。
- ・ また、検査の結果に関わらず1歳6か月児、3歳児など、その後の健康診査等の機会を活用し、日頃から子供の耳の聞こえに注意を向ける必要があることについて、保護者への周知に努める。

### (5) 精密検査の実施

**④** 検査結果の理解や受け止めの状況を確認し、保護者の不安に寄り添い、必要な相談支援を行う。

- ・ 精密検査を受け、結果が出るまでには数か月程度を要する場合もあり、それまでの間、区市町村は保護者の不安に寄り添い、必要な相談支援等を行う。また療育を含めて長期にわたるフォローが必要であるため、保護者への支援と関係機関

との連携が大切となる。保護者に受診状況や受診の結果を確認し、検査結果の理解や受け止めの状況を確認し、必要以上に保護者が不安にならないよう正しい知識の提供や保護者の不安に寄り添った精神的支援を行う。検査実施医療機関からのリファーマの連絡があった場合には積極的に保護者と連絡を取り相談に応じるなど必要な支援を行うとともに、精密検査実施医療機関と連携を取りながら、支援を行う。

- ・ 支援にあたっては、都立ろう学校の「乳幼児教育相談」（p12 参照）と連携し、早期から保護者の不安を軽減するのも方法である。

#### (6) 早期療育へのつなぎ

**㊦** 難聴児を早期に療育につなぎ、健やかな発育・発達に向け支援する。

- ・ 支援の中心になるのは、区市町村の地区担当保健師であり、児とその家族へのフォローに取り組む。
- ・ 精密検査を受けるまでの期間も、リファーマ児とその家族に寄り添い支援をすることが必要である。都立ろう学校の乳幼児教育相談を活用することも有効である。
- ・ 精密検査の結果を確実に把握し、早期に療育につなげることが重要である。聴覚障害の場合、生まれてから早い時期に難聴の有無がわかり、生後4～5か月頃から専門の療育機関で適切な指導を受けることができれば、話し言葉の発達において大きな可能性が広がることにつながるため、遅くとも生後3か月頃までに聴覚障害を発見して、生後6か月頃までに療育を開始することが重要である。
- ・ 療育等を開始した後も、区市町村は支援ニーズ等を踏まえ、関係機関との連携の下、児と家族に寄り添い支援を継続することが大切である。

## 2 新生児聴覚検査実施医療機関

### (1) 初回検査、確認検査の実施（分娩取扱機関を想定）

**㊦** 初回検査はおおむね生後3日以内に実施する。

- ・ 初回検査はおおむね生後3日無いに実施し、初回検査でリファーマとなった場合は退院までのおおむね生後1週間以内に再検査（確認検査）を行うようにする。（出生直後の新生児の中耳には羊水が残っていることが多く、この時に検査をすると偽陽性率が高くなることもあり、1か月健診時に新生児聴覚検査が行われる施設もある。）
- ・ 出生後1か月を経過すると、子供が起きて動くことが多くなるので自然睡眠下での検査が難しくなる。そのため、遅くとも生後1か月頃まで（新生児期）に検査を実施することが望ましい。
- ・ 新生児科やNICU（新生児集中治療室）で実施する場合には、全身状態が安定し、保育器を出てから退院までの間に行う方がよい。難聴のハイリスク児は、個々の病状によって実施時期を考慮し、退院後も慎重な経過観察が必要である。

**㊦** 検査前に、必ず検査の目的や検査の安全性など十分に説明を行い、理解を得る。

- ・ 新生児聴覚検査は、耳のきこえの簡易検査であり、痛みはなく安全で赤ちゃん

が寝ている間に10分ほどで終了すること、専門の施設でさらに詳しい検査を受けたほうがよいかどうかを鑑別するための検査であることを説明する。

- ・ほとんどの赤ちゃんはパス（反応あり）となるため、分娩取扱施設でのスクリーニングの概略説明の際に、聴覚障害の詳しい説明は不要である。「難聴」ということばに敏感な家族もいるため新生児聴覚検査は「きこえの検査」「お耳の検査」と言い換えるのもよい。
- ・また、検査にかかる自己負担額についても説明する。（新生児聴覚検査の公費負担助成額を超える場合の費用は自己負担となる。）

**㊦** 検査の実施方法は自動聴性脳幹反応（自動 ABR）による検査が望まれる。

- ・新生児聴覚スクリーニングの初回検査における検査法は自動聴性脳幹反応（自動 ABR）及び耳音響放射（OAE）の検査機器を使用することが一般的である。
- ・初回検査の結果、リファーとなった場合には確認検査を実施するが、その場合に OAE での検査は偽陰性（実際は難聴なのに、難聴ではないと判断されること）もあるので注意が必要である。例えば、未熟出生児などで、内耳より中枢神経系に髄鞘化不全などの異常があると、OAE ではパス（正常）であっても自動 ABR ではリファー（無反応）ということがあるため、自動 ABR による確認検査がのぞまれる。

**㊦** 公費負担制度を導入しており、受診票に適切に記入することにより住所地の自治体へ確実に検査結果を伝える。

※ 受診票の記載手順は以下の通りとする。

(1) 出産日、出産週数、出生時体重を記載する。

(2) 検査結果は、使用した機器の「1. OAE」または「2. 自動 ABR」のどちらかを○で囲み、右耳、左耳それぞれ「1. パス」または「2. リファー」のどちらかを○で囲む。

※初回検査の結果がリファーで確認検査をした場合、確認検査の結果（最終結果）を記載していただきたい。初回検査 OAE で、確認検査自動 ABR の場合は、どちらの記載も可能である。

(3) 総合判定は、パスの場合は、「1. 異常を認めない」を○で囲む。リファーの場合は、「2. 耳鼻科受診が必要」を○で囲む。「3. その他」は1. 2以外に必要な情報があれば記載し、1. または2. と重複しても構わない。

(4) 区市町村への連絡事項は、パスの場合は、記載不要である。リファーの場合は、「1. 訪問指導を要する」及び「3. 要精密検査」を○で囲む。紹介先の有無も○で囲む。紹介先が決まっていない場合は、区市町村より保護者に案内する。

※大学病院等で、同施設内の耳鼻科を受診する場合は、「2. 当院にて治療・指導」を○で囲む。「4. その他」は1. 2. 3以外に必要な情報があれば記載し、1. 2. または3と重複しても構わない。

(5) 日付の記入欄は、必ず初回検査の実施日を記入する。

※元号改正後（2019年5月）以降も、和暦で記入する必要があるため、元号改正後は「平成」表記の元号を、新元号に読み替えて記入する。（2019年（新元号元年）5月1日に初回検査をした場合は、「1年5月1日」と記入する。）



**ポイント** 検査結果について十分な説明と理解を得ることが必要であり、特に「リファア」  
「要精密検査」の結果を知らせるときの対応は十分な時間を取り行う。

- ・ 検査結果は、正確に伝え、結果が「パス」であっても家族が継続してきこえをみていくことの必要性を伝える。(中耳炎や髄膜炎といった生まれた後にかかる感染症による難聴や、先天性の原因でもあとから難聴が出てくることもある。)
- ・ 「リファア」や「要精密検査」の結果の場合には、保護者は不安や衝撃を受けることが多いため、確定診断ではないこと、機器による違いや脳の未熟性による疑陽性の可能性もあることから再検査の必要性を理解してもらうことが必要である。

**ポイント** 説明終了後に、母子健康手帳に医療機関名と検査年月日、結果を記載する。

- ・ 結果について説明し、新生児聴覚検査受診票(乙)を保護者に渡す。
- ・ 保護者に同意を得たうえで、母子健康手帳P17に検査結果を記載する、または検査結果のシールを添付する。(シールは感熱紙のため数年経過すると文字の明瞭度に変化がある)

**ポイント** 入院中に初回検査ができない場合、退院後できるだけ早い時期に外来で検査を行う。

- ・ 児が覚醒するなど、事情によりどうしても入院中に検査を実施できなかった場合には、退院後できるだけ早い時期に外来で検査を行う。出産した分娩施設等において検査が難しい場合には、実施可能な医療機関を案内するなど、できるだけ生後1か月以内に検査を受けるように勧める。
- ・ 他院出生児の検査が可能な医療機関は東京都HP (URL: [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby\\_ear.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby_ear.html))に掲載。

**ポイント** 生後1週間以内に確認検査を実施することができない場合等には、住所地の区市町村へ連絡し、精密聴力検査実施医療機関等で対応する。

- ・ 確認検査ができない場合の対応  
退院期日との関係で生後1週間以内に確認検査を実施することが難しい場合等には、その時点で住所地の区市町村に連絡し、精密健康診査受診票により手続きを行い、精密聴力検査実施医療機関等で対応する。

※新生児聴覚検査の実施にあたっては、「医療機関向けQ&A」(P49)を参照し対応する。

## (2) リファー児に関する対応

**【注】** 保護者に対し、結果説明を丁寧に行う。居住地の区市町村から連絡が来ること、精密検査が必要であることを説明し、確実にリファー児を精密検査実施医療機関につなげる。

- ・ 確認検査を実施し、再びリファーとなった場合には、診断の確定を行うために精密検査が必要であることを説明する。「精密健康診査受診票」の発行や、精密聴力検査実施医療機関の紹介のため住所地の区市町村の担当課へ連絡するよう、説明する。
- ・ 今後の検査において、耳の聞こえに障害があると確定した場合でも、早期からの適切な療育が有効であることや、これまでと変わらずに愛情をもって話しかけ、接していくことが重要であることを併せて説明する。
- ・ 同施設内の耳鼻科（精密聴力検査実施医療機関等）等を受診し、精査を行う場合にも確実に区市町村に結果連絡を行うことが必要であり、リファー時の対応と同様に住所地の区市町村に連絡を行う。
- ・ 精密聴力検査実施医療機関の紹介にあたっては、日本耳鼻咽喉科学科の精密聴力検査実施医療機関リストを参考にする。

※一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会ホームページ

「新生児聴覚スクリーニング後の精密聴力検査機関リスト」

(URL : <http://www.jibika.or.jp/citizens/nanchou.html>)

リファー児の対応や具体的な連絡方法については「医療機関向けQ&A」(P49)を参照し対応する。

- ・ 先天性サイトメガロウイルス感染症について

**【注】** 難聴の原因の一つとしてサイトメガロウイルス感染が疑われる。新生児聴覚検査の結果がリファーの児について、先天性サイトメガロウイルス感染が否定できない場合には検査を実施する。

- ・ 先天性サイトメガロウイルス (CMV) 感染は、ウイルスによる胎内感染では最も頻度の高い先天性感染と考えられおり、1000人に1人とされる新生児・幼児の聴覚障害の約20%が先天性サイトメガロウイルス感染によるとも言われている。

難聴の原因の一つとしてサイトメガロウイルス感染が疑われる。新生児聴覚検査の結果がリファーとなった児について、先天性のサイトメガロウイルス感染が否定できない場合には検査を行う。

- ・ 当該検査は生後3週間以内の尿検査によって診断するため、その場合は出生後、入院中に検査を行うことがのぞましい。検査結果が陽性だった場合には、精密検査が可能な大学病院等の小児科へ紹介する。

※新生児尿を用いたサイトメガロウイルス核酸検査は2018年1月より保険適応となった。なお、この保険診療はサイトメガロウイルス感染のスクリーニング検査としては使用できない。

### 3 新生児聴覚検査未実施の分娩取扱医療機関・助産所等

#### (1) 検査ができない場合の対応

**※** 出産前に実施可能な医療機関を案内するなど、生後1か月以内に検査を受けるように勧める。

- ・ 機器を保有していない分娩施設医療機関や助産所等で出生した場合には、出産前に実施可能な医療機関を案内するなど、できるだけ生後1か月以内に検査を受けるように勧める。他院出生児の検査が可能な医療機関は東京都 HP (URL: [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby\\_ear.htm](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby_ear.htm)) に掲載。

### 4 精密聴力検査実施医療機関

#### (1) 精密検査の実施

##### ・ 精密検査の実施内容

新生児聴覚スクリーニングでリファアの場合には、精密検査が受けられる精密聴力検査実施医療機関（耳鼻咽喉科）等での検査が必要である。

耳鼻咽喉科では、左右別の難聴の有無と聴力レベルを確定することを目的として、耳の診察、聴力検査、画像検査などを行う。ここで中耳炎などの治療可能な難聴は除外する。

##### ・ 検査の実施時期と結果説明

**※** 原則生後3か月頃までに診断を終える必要がある。

聴覚障害の場合、脳の可塑性がある時期からの早期学習が言語力や言語性認知能力を高めるとされており、生後3か月頃までに聴覚障害を発見して生後6か月頃までに療育を開始することが効果的といわれている。そのため、原則生後3か月頃までに診断を終える必要がある。できるだけ早く療育を開始できるように早期に精密検査を実施し、確定診断をすることが重要である。

**※** 精密聴力検査実施医療機関は、乳幼児に対する聴覚障害の診断と保護者への支援、療育機関との連携を行う役割を担っている。

精密検査で聴覚障害がある、あるいは聴覚障害の疑いがあると診断した場合は、検査結果や診断の内容を正確に保護者に説明することが必要である。また、聴覚障害がある、あるいは聴覚障害の疑いがあるといわれた保護者はさまざまな悩みや苦しみを抱えることになるので、保護者の心理経過を配慮して支援を行うことが重要となる。

##### ・ 精密健康診査受診票の記載について

精密健康診査受診票を使用した場合には、受診票の「所見又は今後の処置」欄に診断名、難聴の有無、鼓膜所見、検査方法、指示（特になし・家庭にて経過観察・通院にて経過観察・要治療〈補聴器装用・その他〉）の結果を記載することで住所地の区市町村へ検査の結果と今後の指示を伝える。

## (2) 難聴児に関する対応

**【ポイント】** 診断結果を踏まえ、補聴器調整及び、相談や療育を行う機関の紹介を行う。

- ・ 感音難聴の程度に応じて、補聴器装用を調整するとともに、聴力や言語発達の経過観察を行う。最良の補聴器を適合しても音声の聞き取りが困難であると判断した場合には、人工内耳の適応を考慮する。
- ・ 療育は言語の獲得やご家族のサポートのためにも大変重要であるため、療育機関など（P39 参照）の紹介を行う。
- ・ 連絡先一覧は東京都 HP（URL [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby\\_ear.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby_ear.html)）にも掲載。
- ・ また、精健票の「所見又は今後の処置」の「指示」欄の「その他」として「区市町村から療育機関の紹介希望」と記載があれば、区市町村からの案内も可能。

## 5 療育機関

### (1) 都立ろう学校乳幼児教育相談

**【ポイント】** 「乳幼児教育相談」は乳幼児のお子さんへの指導と保護者への聞こえや言葉に関する相談や指導を行い、地域の聴覚障害教育のセンター的役割を担う。

- ・ 都立ろう学校では、聴覚障害を有する幼児、児童、生徒に対し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、3歳から教育を受けることができる。
- ・ また、幼稚部設置校においては、0歳～5歳児までの教育相談を行う「乳幼児教育相談」を実施している。主な内容は、乳幼児のお子さんへの指導と保護者への聞こえや言葉に関する相談や指導を行い、地域の聴覚障害教育のセンター的役割を担う。親子の関わり方やコミュニケーションの方法、聴覚を活用するための配慮、しつけなどの全般について生活や遊び、保護者との話し合いを通して支援する。
- ・ 必要に応じ保健センターや医療機関等、関係機関と連携し保護者を支援する。

### (2) 早期療育

**【ポイント】** 早期に療育を行うことにより、言語力や言語性認知能力を高めることが可能であるため、早期に障害の程度を把握し、適切な療育を開始することが重要である。

- ・ 療育の目的は、聴覚障害に続発する言語性コミュニケーション障害を軽減することで、個々の子供の諸能力が最大限に発揮できるように支援することである。特に聴覚障害においては、早期に療育を行うことにより、言語力、言語性認知能力を高めることが実証されている。
- ・ 乳幼児は感覚器官を通じて様々な刺激を受け、特に「音」の意味を知り、「音」を介したコミュニケーションを図ることによって、脳は学習し言葉を獲得していきますが、聴覚障害がある場合、「音」を介したコミュニケーションを図ることができずに成長していくことになる。
- ・ 補聴器をつけることや人工内耳によって「音」の情報は入るようになるが、聞こえにくさは依然として残る。聴覚障害の程度が重症になるほど、手話などの視覚的な手段を獲得しなければ、言語性コミュニケーションの障害はより深刻な問題となるため、早期に障害の程度を把握し、適切な療育を開始することが重要である。

- ・ 早期支援と関係機関連携

区市町村、精密検査実施医療機関と連携し、個別性に応じた「適切」な支援を提供するための体制を組む。

- ・ 子供の療育

保護者が聴覚障害に関する基礎知識を理解できるように指導し、特別な育児をするのではなく、子供にどのように接したらよいかを学ぶ機会を設ける。

- ・ 保護者の精神的支援

保護者の疑問や不安に対する支援をしていく。聴覚障害の子供を持つ保護者は、地域から孤立しがちなため、聴覚障害児・者あるいは聴覚障害児の保護者と接する機会を設けるなど、地域の中での場を確保していく。

## 6 東京都

### (1) 周知啓発

- ・ 関係者への研修の実施

東京都は、母子保健水準の向上及び区市町村や医療機関等の母子保健医療従事者への専門的支援のために、新生児聴覚検査や聴覚障害の早期発見・早期療育等に関する関係機関向け職員研修（母子保健研修）を実施するなど、各機関における技術の確保と向上及び人材養成を支援する。

- ・ 赤ちゃんのおみみの作成

保護者が、妊娠期から子供の耳のきこえや新生児聴覚検査に対して関心を持ち、日頃の子供の心身の成長の一環として耳のきこえを観察することができるよう、妊娠期から3歳児頃までの赤ちゃんの耳の聞こえについてやさしく解説した保護者向けのリーフレット「赤ちゃんのおみみ」を作成し、普及啓発を実施。本リーフレットは母子保健バッグに入れて配布するなど、各自治体における支援に活用。

下記の東京都福祉保健局 HP からダウンロード可。

(URL : [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby\\_ear.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby_ear.html))

### (2) 関係機関支援

- ・ 新生児聴覚検査実施要綱（標準要綱）の制定

東京都内の区市町村では、平成31年4月から検査費用の一部を助成する制度を開始した。制度開始にあたり、新生児聴覚検査を都内全域の委託医療機関で受けられる仕組みについて整備し、各医療機関や自治体における公費負担制度について、適切かつ円滑な運営を図るため「新生児聴覚検査実施要綱（標準要綱）」を定めた。

- ・ 関係機関向けの手引きの作成

各自治体・医療・保健等の関係機関における検査や早期相談・早期支援のための手引きを整備し、関係機関に周知・啓発を実施する。

- ・ 区市町村及び医療機関の実施状況把握

各市町村における検査の実施状況（検査の受診者数・未受診者数・受診率等）や支援状況の把握・共有

平成 30 年度に分娩取扱医療機関及び耳鼻咽喉科医療機関を対象として新生児聴覚検査の検査機器の整備状況や検査受け入れ体制等について調査を実施し、東京都内の新生児聴覚検査を実施している医療機関リストを東京都福祉保健局 HP に掲載している。

(URL[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby\\_ear.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby_ear.html))

# 〈 資 料 〉



# IV 資料

## 1 検査関係様式

### (1) 新生児聴覚検査受診票

第2号様式 表紙

-----新生児聴覚検査のご案内-----

赤ちゃんは産まれてから、色々な音を聞いたり、声を出したりして、話し始めるための準備をしています。ことばの発達の上で、とても大切な時期です。生まれつき、聴覚に何らかの障害を持つ赤ちゃんは1,000人に1~2人といわれています。出生後早期に、赤ちゃんが眠っている間に行う聴覚検査があります。

都内の区市町村では、この聴覚検査の費用の一部を助成する制度を実施しています。

◎利用できる方……この受診票は都内在住の方が、検査可能な都内委託医療機関で利用できます。

◎利用回数……この受診票による新生児聴覚検査は、出生後1回受けられます。

◎利用の時期……この受診票は、主治医と相談の上、原則として入院中、もしくはできるだけ出生後1か月頃までにご利用ください。(ただし、事情により出生後1か月頃までに受けられない場合には、生後50日に達する日まで利用できます。)

◎この検査の結果等は、子育ての相談や適切な支援をするために、医療機関から区市町村へ連絡していただくこととしています。

### 第2号様式 新生児聴覚検査受診票

<b>新生児聴覚検査受診票(甲)</b>		医療機関控	この欄は検査をした医師が記入してください。 ※リファーマーの場合は、受診票について住所地の自治体に連絡してください。			
下記の者の子の新生児聴覚検査を依頼します。  都内委託医療機関様  産婦の方へ ◎この受診票は、主治医と相談の上、新生児聴覚検査の時にご利用ください。 ◎この受診票は、都内在住の方が、都内委託医療機関で利用できます。ただし、都外へ転居した場合は使用できませんので、発行された区市町村にご返却ください。 ◎この受診票は、原則再発行はできません。ただし、やむを得ない事情がある場合には、お住まいの区市町村にお申し出ください。 ◎この検査項目で公費負担額を超えた場合に自己負担額が発生しますので、ご了承ください。 ◎この検査の結果等は、子育ての相談や適切な支援をするために、医療機関から区市町村へ連絡していただくこととしています。 住所コード <input type="text"/>			出生日	令和 年 月 日		
			出生週数	週	出生時体重	g
住所 <b>東京都</b>		フリガナ 母の氏名 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	電話 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	使用機器	右耳	左耳
				1. OAE	1.パス ・ 2.リファーマー	1.パス ・ 2.リファーマー
母の 生年月日 昭和・平成・令和、年 月 日生 ( 歳 )		初産・経産の別	初産 ・ 今までのお産 ( 回 )		総合判定	1. 異常を認めない 2. 耳鼻科受診が必要 3. その他 ( )
			※多胎の場合	第 ( ) 子		区市町村への連絡事項
新生児聴覚検査の結果は上記のとおりです。		令和 <input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日		所在地		医療機関名
医師名		医療機関コード		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

第2号様式 新生児聴覚検査受診票

新生児聴覚検査受診票(乙)		母子健康手帳貼付					
<p>産婦の方へ</p> <p>お子様の新生児聴覚検査の結果は右のとおりです。</p> <p>キリトリ線から切りはなして、母子健康手帳の検査の記録欄に貼ってください。</p> <p>◎この受診票は、主治医と相談の上、新生児聴覚検査の時にご利用ください。</p> <p>◎この受診票は、都内在住の方が、都内委託医療機関で利用できます。ただし、都外へ転居した場合は使用できませんので、発行された区市町村にご返却ください。</p> <p>◎この受診票は、原則再発行はできません。ただし、やむを得ない事情がある場合には、お住まいの区市町村にお申し出ください。</p> <p>◎この検査項目で公費負担額を超えた場合に自己負担額が発生しますので、ご了承ください。</p> <p>◎この検査の結果等は、子育ての相談や適切な支援をするために、医療機関から区市町村へ連絡していただくこととしています。</p>				<p>この欄は検査をした医師が記入してください。</p> <p>※リファーマーの場合は、受診票について住所地の自治体に連絡してください。</p>			
住所コード		上記内容を了承の上で、検査を申し込みます。					
住所	東京都						
フリガナ 母の氏名	電話	日中、連絡が取れる番号をご記入ください。					
母の 生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 ( 歳)						
初産・経産の別	初産 ・ 今までのお産( 回)						
※多胎の場合	第( )子						
出産日	令和 年 月 日	出産週数	週 出生時体重 g				
検査結果	使用機器	右耳	左耳				
	1. OAE	1.パス ・ 2.リファーマー	1.パス ・ 2.リファーマー				
2. 自動ABR	1.パス ・ 2.リファーマー	1.パス ・ 2.リファーマー					
総合判定	1. 異常を認めない 2. 耳鼻科受診が必要 3. その他 ( )						
区市町村への連絡事項	1. 訪問指導を要する 2. 当院にて { 治療 指導 } 3. 要精密検査 紹介先 { 有 ( ) 無 ( ) } 4. その他( )						
<p>新生児聴覚検査の結果は上記のとおりです。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>所在地</p> <p>医療機関名</p> <p>医師名</p> <p>医療機関コード</p>							

第2号様式 新生児聴覚検査受診票

新生児聴覚検査受診票(丙)		請求原票 結果通知票					
<p>医療機関へのお願い</p> <p>この受診票(丙)は当月分をおとりまとめのうえ「妊婦・乳児健康診査総括票」と一緒に所定の方法によりご提出ください。</p>				<p>この欄は検査をした医師が記入してください。</p> <p>※リファーマーの場合は、受診票について住所地の自治体に連絡してください。</p>			
住所コード		上記内容を了承の上で、検査を申し込みます。(下記の、次わくの中をご記入ください。)					
住所	東京都						
フリガナ 母の氏名	電話	日中、連絡が取れる番号をご記入ください。					
母の 生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 ( 歳)						
初産・経産の別	初産 ・ 今までのお産( 回)						
※多胎の場合	第( )子						
出産日	令和 年 月 日	出産週数	週 出生時体重 g				
検査結果	使用機器	右耳	左耳				
	1. OAE	1.パス ・ 2.リファーマー	1.パス ・ 2.リファーマー				
2. 自動ABR	1.パス ・ 2.リファーマー	1.パス ・ 2.リファーマー					
総合判定	1. 異常を認めない 2. 耳鼻科受診が必要 3. その他 ( )						
区市町村への連絡事項	1: 訪問指導を要する 2. 当院にて { 治療 指導 } 3. 要精密検査 紹介先 { 有 ( ) 無 ( ) } 4. その他( )						
<p>新生児聴覚検査の結果は上記のとおりです。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>所在地</p> <p>医療機関名</p> <p>医師名</p> <p>医療機関コード</p>							

(2) 精密健康診査受診票

参考様式④

精密健康診査受診票 (新生児聴覚用)



(甲・医療機関依頼用)

負担者番号	8	7	1	3	6			種別	該当するものに○をすること 妊婦 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 1歳6か月児 <input type="checkbox"/> 3歳児 <input type="checkbox"/>
受給者番号	3							×	
フリガナ								男・女	令和 年 月 日生
受診者氏名								保険の記号	番号
フリガナ								保険の種類	
保護者氏名								協会(1)・船員(2)・日雇(3)・組合(4)・共済(5)・国保(6)	
保険者番号								退職被保険者	
保険者名称									
居住地	東京都								
	電話 ( )								
初診有効期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで								
依頼要旨	新生児聴覚検査の結果、精密検査が必要と思われるので、よろしくお願いたします。								
	検査日 ( 年 月 日 ) 検査医療機関 ( )								
	検査法	(OAE) 結果 (右耳 パス・リファアー / 左耳 パス・リファアー)							
		(自動ABR) 結果 (右耳 パス・リファアー / 左耳 パス・リファアー)							
在胎週数 ( 週 ) 出生時体重 ( g )									
上記の者の精密健康診査を依頼します。 令和 年 月 日									
殿									
医師									
所見又は今後の処置									
診断名									
難聴	無・有 (右 dB・左 dB)				鼓膜所見	異常なし・あり (右・左)			
検査方法	ABR・ASSR・その他 ( )								
指示	特になし・家庭にて経過観察・通院にて経過観察 要治療 ( 補聴器装用・療育・その他 )								
精密健康診査の結果は上記のとおりです。 令和 年 月 日									
医療機関名 担当医師名									

<保護者の方へ>

- 精密健康診査を受けるときは、この受診票と健康保険証 (交付されている場合) を紹介された医療機関にお渡してください。
- この受診票で、診断の確定のために必要な検査 (入院を要する検査を除く。) を受診できます。本人の自己負担はありません。(この受診票は、診断の確定まで有効です。)
- 受診票交付日から1か月以内に初診を受けてください。1か月以内に初診を受けられない場合は、受診前に交付元にご連絡ください。

特記欄 \_\_\_\_\_

<医療機関へのお願い>

- この票の乙 (結果通知用) は、直接又は受診者を通じて、上記依頼者まで御返送ください。
- 診療報酬明細書により、国民健康保険分は東京都国民健康保険団体連合会に、社会保険分は社会保険診療報酬支払基金東京支部に請求してください。
- この受診票は、診断の確定まで有効です。

2 周知啓発資料

(1) 新生児聴覚検査チラシ (特別区「新生児聴覚検査作業部会」作成)

**2019年4月から**

**妊婦中の方へ**

# 新生児聴覚検査

## 費用が助成されます!

東京都内の市区町村では、新生児聴覚検査をすべての赤ちゃんに安心してお受けいただくために、検査の費用の一部を助成します。(2019年4月1日以降にお生まれになった赤ちゃんが対象です)

**Q** 助成を利用するにはどうしたら良いですか？

**A** **新生児聴覚検査受診票** が必要です。

<b>2019年4月以降に 妊娠の届出をされる方</b>	<b>2019年3月までに 妊娠の届出をされた方</b>
妊娠届出の際にお渡ししている「新生児聴覚検査受診票」をご利用ください。	お住まいの市区町村へお問い合わせいただき、「新生児聴覚検査受診票」をお受け取りください。

\*受診票は出生後1か月頃までにご利用ください(有効期限:生後50日に達する日まで)。

### 新生児聴覚検査とは

生まれてすぐ、赤ちゃんが眠っている間に聴覚障害の疑いがないかを調べる検査のことです。生まれつき、聴覚に何らかの障害を持つ赤ちゃんは1,000人に1~2人とされています。聴覚障害は早期に適切な支援を開始することで、コミュニケーションの形成や言語発達の面で大きな効果が得られるので、早期発見が重要です。

**お問い合わせ先**

お住まいの市区町村  
母子保健担当まで



### 3 関係機関情報 (1) 新生児聴覚検査実施医療機関リスト

#### 東京都内の新生児聴覚検査の実施期間リスト(分娩取扱医療機関)

※最新の情報は東京都福祉保健局HPからダウンロード可。

(URL: [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby\\_ear.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby_ear.html))

- ・都内区市町村から配布される「新生児聴覚検査受診票」を医療機関へ提出すると、検査の費用の一部(上限3,000円)が助成されます。また、その他に診察代等の費用が別途かかることがあります。詳細は各医療機関へお問い合わせください。
- ※助成を受けるためには、「新生児聴覚検査受診票」が必要です。
- この受診票は、生後1か月頃までにご利用ください。(有効期限:生後50日に達する日まで)
- ・事前予約が必要となることがありますので、必ず事前に医療機関へお問い合わせください。

#### ○新生児聴覚検査の実施医療機関リスト

以下の分娩取扱医療機関では出産後、新生児聴覚検査を実施しています。

令和元年9月17日現在

所在地 (区市町村)	医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	使用機器	
					自動 ABR	OAE
千代田区	三楽病院	101-8326	千代田区神田駿河台2-5	03-3292-3981	○	
千代田区	浜田病院	101-0062	千代田区神田駿河台2-5	03-5280-1166		○
千代田区	三井記念病院	101-8643	千代田区神田和泉町1	03-3862-9111	○	
中央区	聖路加国際病院	104-8560	中央区明石町9-1	03-5550-7064	○	
港区	愛育病院	105-8321	港区芝浦1-16-10	03-6453-7300		○
港区	山王パースセンター	107-0052	港区赤坂8-10-16 2階・3階	03-3402-3150	○	
港区	山王病院	107-0052	港区赤坂8-10-16	03-3402-3151	○	
港区	東京慈恵会医科大学附属病院	105-8471	港区西新橋3-19-18	03-3433-1111	○	○
港区	東京都済生会中央病院	108-0073	港区三田1-4-17	03-3451-8211	○	
港区	虎の門病院	105-8470	港区虎ノ門2-2-2	03-3588-1111	○	
新宿区	慶應義塾大学病院	160-8582	新宿区信濃町35	03-3353-1211	○	
新宿区	国立国際医療研究センター病院	162-8655	新宿区戸山1-21-1	03-3202-7181	○	
新宿区	聖母病院	161-8521	新宿区中落合2-5-1	03-3951-1111	○	
新宿区	東京医科大学病院	160-0023	新宿区西新宿6-7-1	03-3342-6111	○	
新宿区	東京女子医科大学病院	162-8666	新宿区河田町8-1	03-3353-8111	○	
新宿区	東京山手メディカルセンター	169-0073	新宿区百人町3-22-1	03-3364-0251	○	
新宿区	四谷川添産婦人科	160-0017	新宿区左門町18番地	03-3351-2315	○	
文京区	順天堂医院	113-8421	文京区本郷2-1-1	03-3813-3111	○	
文京区	東京医科歯科大学医学部附属病院	113-8519	文京区湯島1-5-45	03-5803-5097	○	○
文京区	東京大学医学部附属病院	113-8655	文京区本郷7-3-1	03-3815-5411	○	

所在地 (区市町村)	医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	使用機器	
					自動 ABR	OAE
文京区	東都文京病院	113-0034	文京区湯島3-5-7	03-3831-2181	○	
文京区	日本医科大学付属病院	113-8603	文京区千駄木1-1-5	03-3822-2131	○	
台東区	永寿総合病院	110-8645	台東区東上野2-23-16	03-3833-8381	○	
墨田区	大倉医院	131-0031	墨田区墨田1-10-4	03-3611-4077		○
墨田区	賛育会病院	130-0012	墨田区太平3-20-2	03-3622-9191	○	
墨田区	同愛記念病院	130-8587	墨田区横網2-1-11	03-3625-6381		○
墨田区	都立墨東病院	130-8575	墨田区江東橋4-23-15	03-3633-6151	○	○
墨田区	中林病院	131-0032	墨田区東向島3-29-9	03-3614-4641		○
江東区	池下レディースクリニック東雲	135-0062	江東区東雲2-1-21	03-3528-4103	○	
江東区	五の橋産婦人科	136-0071	江東区亀戸6-1-6	03-3636-6000	○	○
江東区	昭和大学江東豊洲病院	135-8577	江東区豊洲5-1-38	03-6204-6000	○	
江東区	砂町産科婦人科医院	136-0076	江東区南砂4-2-13	03-5635-1103	○	○
江東区	東峯婦人クリニック	135-0042	江東区木場5-3-10	03-3630-0303	○	
品川区	昭和大学病院	142-8666	品川区旗の台1-5-8	03-3784-8000	○	
目黒区	育良クリニック	153-0051	目黒区上目黒1-26-1 中目黒アトラス タワー4階・5階	03-3794-4103	○	○
目黒区	厚生中央病院	153-8581	目黒区三田1-11-7	03-3713-2141	○	
目黒区	東京医療センター	152-8902	目黒区東が丘2-5-1	03-3411-0111	○	
大田区	荏原病院	145-0065	大田区東雷谷4-5-10	03-5734-8000	○	
大田区	大鳥居医院	144-0034	大田区西糀谷3-8-16	03-3741-0118	○	
大田区	大森赤十字病院	143-8527	大田区中央4-30-1	03-3775-3111		○
大田区	瀬尾医院	146-0082	大田区池上6-20-1	03-3753-7741	○	
大田区	東京労災病院	143-0013	大田区大森南4-13-21	03-3742-7301	○	○
大田区	東邦大学医療センター大森病院	143-8541	大田区大森西6-11-1	03-3762-4151	○	○
大田区	前村医院	143-0014	大田区大森中2-19-17	03-3761-3955	○	
世田谷区	青木産婦人科医院	156-0043	世田谷区松原3-40-7パインフィールド ビル3F	03-3327-0702	○	
世田谷区	久我山病院	157-0061	世田谷区北烏山2-14-20	03-3309-1111	○	
世田谷区	国立成育医療研究センター	157-8535	世田谷区大蔵2-10-1	03-3416-0181	○	○

所在地 (区市町村)	医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	使用機器	
					自動 ABR	OAE
世田谷区	自衛隊中央病院	154-8532	世田谷区池尻1-2-24	03-3411-1378	○	
世田谷区	至誠会第二病院	157-8550	世田谷区上祖師谷5-19-1	03-3300-0366		○
世田谷区	杉山産婦人科	156-0041	世田谷区大原1-53-1	03-5454-8181	○	
世田谷区	成城木下病院	157-0066	世田谷区成城6-13-20	03-3482-1702	○	
世田谷区	成城マタニティクリニック	157-0066	世田谷区成城1-1-2	03-5727-5335		○
世田谷区	田中ウィメンズクリニック	158-0083	世田谷区奥沢5-25-1 田中ビル 1F2F3F5F	03-3718-3181	○	
世田谷区	田中産婦人科	156-0043	世田谷区松原2-30-6-1階	03-3321-0028		○
世田谷区	東京マザーズクリニック	158-0098	世田谷区上用賀4-5-1	03-3426-1131	○	
世田谷区	等々力産婦人科	158-0082	世田谷区等々力7-3-20	03-3701-3033	○	
世田谷区	日産厚生会玉川病院	158-0095	世田谷区瀬田4-8-1	03-3700-1151	○	
世田谷区	冬城産婦人科医院	158-0081	世田谷区深沢6-20-8	03-3701-5681	○	
渋谷区	JR東京総合病院	151-8528	渋谷区代々木2-1-3	03-3320-2204		○
渋谷区	都立広尾病院	150-0013	渋谷区恵比寿2-34-10	03-3444-1181	○	
渋谷区	日本赤十字社医療センター	150-8935	渋谷区広尾4-1-22	03-3400-1311	○	
中野区	新中野女性クリニック	164-0012	中野区本町4-48-23	03-3384-3281	○	○
中野区	東京警察病院	164-8541	中野区中野4-22-1	03-5343-5611	○	
杉並区	赤川クリニック	167-0043	杉並区上荻1-24-6	03-3391-6694	○	
杉並区	荻窪病院	167-0035	杉並区今川3-1-24	03-3399-1101	○	
杉並区	河北総合病院	166-8588	杉並区阿佐谷北1-7-3	03-3339-2121	○	
杉並区	佼成病院	166-0012	杉並区和田2-25-1	03-3383-1281	○	
杉並区	東京衛生病院	167-8507	杉並区天沼3-17-3	03-3392-6151	○	
杉並区	豊島産婦人科	167-0053	杉並区西荻南4-3-19	03-3333-2305		○
豊島区	小川クリニック	171-0052	豊島区南長崎6-7-11	03-3951-0356	○	
豊島区	加塚医院	170-0003	豊島区駒込2-5-5	03-3910-3811		○
豊島区	都立大塚病院	179-8476	豊島区南大塚2-8-1	03-3941-3211	○	
北区	東京北医療センター	115-0053	北区赤羽台4-17-56	03-5963-3311		○
荒川区	加藤産婦人科医院	116-0001	荒川区町屋2-9-21	03-3895-3521	○	

所在地 (区市町村)	医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	使用機器	
					自動 ABR	OAE
荒川区	東京女子医大東医療センター	116-8567	荒川区西尾久2-1-10	03-3810-1111	○	
荒川区	東京リバーサイド病院	116-0003	荒川区南千住8-4-4	03-5850-0311	○	
板橋区	板橋区医師会病院	175-0082	板橋区高島平3-12-6	03-3975-8151	○	
板橋区	板橋中央総合病院	174-0051	板橋区小豆沢2-12-7	03-3967-1181	○	
板橋区	楠医院	175-0092	板橋区赤塚6-23-14	03-3939-0096		○
板橋区	荘病院	173-0004	板橋区板橋1-41-14	03-3963-0551	○	
板橋区	高島平クリニック	175-0082	板橋区高島平1-12-11	03-3936-4164		○
板橋区	帝京大学医学部附属病院	173-8606	板橋区加賀2-11-1	03-3964-1211	○	○
板橋区	豊島病院	173-0015	板橋区栄町33-1	03-5375-1234	○	
板橋区	成増産院	175-0094	板橋区成増1-1-1	03-3975-1111	○	
板橋区	日本大学医学部附属板橋病院	173-8610	板橋区大谷口上町30-1	03-3972-8111	○	
板橋区	渡辺産婦人科医院	175-0082	板橋区高島平2-3-14	03-5399-3008	○	
練馬区	扇内医院	176-0024	練馬区中村3-4-18	03-3990-2111		○
練馬区	久保田産婦人科病院	178-0063	練馬区東大泉3-29-10	03-3922-0262	○	○
練馬区	桜台マタニティクリニック	176-0002	練馬区桜台4-32-8	03-3993-0402	○	
練馬区	順天堂大学医学部付属練馬病院	177-8521	練馬区高野台3-1-10	03-5923-3111	○	○
練馬区	練馬総合病院	176-8530	練馬区旭丘1-24-1	03-5988-2290	○	
練馬区	練馬光が丘病院	179-0072	練馬区光が丘2-11-1	03-3979-3611		○
足立区	長門クリニック	120-0002	足立区中川2-5-8	03-3605-3131	○	
足立区	真島クリニック	123-0852	足立区関原1-21-2	03-3849-4127	○	
足立区	待木医院	121-0822	足立区西竹の塚2-13-17	03-3899-3541		○
足立区	横川レディースクリニック	121-0064	足立区保木間1-22-15	03-3884-1241	○	
葛飾区	葛飾赤十字産院	124-0012	葛飾区立石5-11-12	03-3693-5211	○	
葛飾区	木下産婦人科医院	124-0004	葛飾区東堀切1-15-10	03-3602-7201		○
葛飾区	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	125-8506	葛飾区青戸6-41-2	03-3603-2111	○	○
葛飾区	東京フェリシアレディース・クリニック	124-0012	葛飾区立石8-9-6	03-3691-9931	○	
葛飾区	遠武産婦人科	124-0012	葛飾区立石6-34-11	03-3691-0858		○

所在地 (区市町村)	医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	使用機器	
					自動 ABR	OAE
葛飾区	増田産婦人科	125-0041	葛飾区東金町1-13-5	03-3607-1519	○	
江戸川区	池下レディースチャイルドクリニック	134-0083	江戸川区中葛西5-2-41	03-5605-4103	○	
江戸川区	岩倉病院	133-0056	江戸川区南小岩7-28-4	03-3659-3215	○	
江戸川区	宇田川産婦人科	132-0024	江戸川区一之江8-15-3	03-3656-5750		○
江戸川区	葛西産婦人科	134-0084	江戸川区東葛西6-8-6	03-3686-0311		○
江戸川区	三枝産婦人科医院	134-0088	江戸川区西葛西3-18-1	03-3680-3003		○
江戸川区	清水産婦人科クリニック	132-0035	江戸川区平井6-2-30	03-3613-5555	○	
江戸川区	杉浦ウィメンズクリニック	133-0065	江戸川区南篠崎町1-6-11	03-5664-1460	○	
江戸川区	東京臨海病院	134-0086	江戸川区臨海町1-4-2	03-5605-8811	○	○
江戸川区	まつしま病院	132-0031	江戸川区松島1-41-29	03-3653-9743	○	○
八王子市	新クリニック	193-0931	八王子市台町2-16-8	042-621-6203		○
八王子市	いわさレディースクリニック	192-0033	八王子市高倉町46-2	042-649-3461	○	
八王子市	柴田産婦人科医院	193-0823	八王子市横川町515	042-625-0303	○	
八王子市	東海大学医学部付属八王子病院	192-0032	八王子市石川町1838番地	042-639-1111	○	
八王子市	東京医科大学八王子医療センター	193-0998	八王子市館町1163	042-665-5611	○	
八王子市	みなみ野グリーンゲイブルズクリニック	193-0935	八王子市大船町1001	042-663-1101	○	
八王子市	米山産婦人科病院	192-0065	八王子市新町2-12	042-642-5225	○	
立川市	井上レディースクリニック	190-0013	立川市富士見町1-26-9	042-529-0111	○	
立川市	立川相互病院	190-8578	立川市緑町4-1	042-525-2585	○	
立川市	立川病院	190-8531	立川市錦町4-2-22	042-523-3131	○	
立川市	永井産婦人科病院	190-0002	立川市幸町4-27-1	042-535-3544	○	
武蔵野市	池下レディースクリニック 武蔵野	180-0006	武蔵野市中町2-4-5	0422-53-4103	○	
武蔵野市	武蔵野赤十字病院	180-8610	武蔵野市境南町1-26-1	0422-32-3111	○	○
三鷹市	杏林大学医学部付属病院	181-8611	三鷹市新川6-20-2	0422-47-5511	○	
青梅市	青梅市立総合病院	198-0042	青梅市東青梅4-16-5	0428-22-3191	○	
府中市	榑原記念病院	183-0003	府中市朝日町3-16-1	042-314-3111	○	
府中市	都立小児総合医療センター	183-8561	府中市武蔵台2-8-29	042-300-5111	○	

所在地 (区市町村)	医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	使用機器	
					自動 ABR	OAE
府中市	都立多摩総合医療センター	183-8524	府中市武蔵台2-8-29	042-323-5111	○	
府中市	東府中病院	183-0005	府中市若松町2-7-20	042-364-0151	○	
府中市	府中の森 土屋産婦人科	183-0055	府中市府中町3-10-9	042-351-3748	○	○
昭島市	石原レディースクリニック	196-0015	昭島市昭和町3-18-21	042-545-9022	○	
昭島市	マタニティークリニック小島医院	196-0025	昭島市朝日町4-1-27	042-541-0020	○	
調布市	飯野病院	182-0024	調布市布田4-3-2	042-483-8811	○	
調布市	金子レディースクリニック	182-0021	調布市調布ヶ丘3-19-13	042-426-7800	○	
調布市	調布病院	182-0034	調布市下石原3-45-1	042-484-2626	○	
町田市	都南産婦人科	194-0021	町田市中町4-11-6	042-722-5777	○	
町田市	ベルンの森クリニック	194-0215	町田市小山ヶ丘4-3-1 ベルンの森 多摩境	042-775-3553		○
町田市	町田産婦人科 葉の花クリニック	194-0045	町田市南成瀬7-14-1	042-728-1101	○	
町田市	町田市民病院	194-0023	町田市旭町2-15-41	042-722-2230		○
小金井市	桜町病院	184-8511	小金井市桜町1-2-20	042-383-4111	○	
小平市	公立昭和病院	187-8510	小平市花小金井8-1-1	042-461-0052	○	
小平市	ジュンレディースクリニック小平	187-0044	小平市喜平町1-14-20	042-329-4104		○
小平市	中野産婦人科医院	187-0025	小平市津田町1-4-8	042-341-6565	○	
日野市	大川産婦人科医院	191-0062	日野市多摩平3-14-4	042-586-1061	○	
日野市	産婦人科コンチェルト	191-0012	日野市日野2949-4	042-586-1103		○
日野市	日野市立病院	191-0062	日野市多摩平4-3-1	042-581-2677	○	
国分寺市	新家産婦人科医院	185-0034	国分寺市光町1-38-11	042-576-3241	○	
国立市	内野産婦人科小児科	186-0002	国立市東1-8-6 国立メディカルセン タービル	042-580-0112	○	
西東京市	佐々総合病院	188-0011	西東京市田無町4-24-15	042-461-3333		○
福生市	公立福生病院	197-8511	福生市加美平1-6-1	042-551-1111	○	
福生市	大聖病院	197-0011	福生市福生871	042-551-1311		○
狛江市	東京慈恵会医科大学附属第三病院	201-8601	狛江市和泉本町4-11-1	03-3480-1151	○	○
狛江市	保坂産婦人科クリニック	201-0014	狛江市東和泉1-21-3	03-3488-1103	○	
東大和市	阿部産婦人科	207-0015	東大和市中央2-1043-14	042-566-1311	○	

所在地 (区市町村)	医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	使用機器	
					自動 ABR	OAE
東久留米市	篠宮正明記念アルテミスウイメンズホスピタル	203-0054	東久留米市中央町1-1-20	042-472-6111	○	
東久留米市	ペルフェ滝山マタニティクリニック	203-0033	東久留米市滝山5-3-6	042-477-3503	○	
武蔵村山市	武蔵村山病院	208-0022	武蔵村山市榎1-1-5	042-566-3111	○	○
多摩市	赤枝医院	206-0011	多摩市関戸2-69-3	042-337-6603	○	○
多摩市	日本医科大学多摩永山病院	206-8512	多摩市永山1-7-1	042-371-2111	○	
稲城市	稲城市立病院	206-0801	稲城市大丸1171	042-377-0931	○	
稲城市	ペリエの丘クリニック	206-0824	稲城市若葉台2-14-2	042-350-7350		○
羽村市	羽村ひまわりクリニック	205-0011	羽村市五ノ神351-30	042-555-1103	○	
あきる野市	あきなレディースクリニック	197-0826	あきる野市牛沼131-3	042-532-7053	○	
あきる野市	公立阿伎留医療センター	197-0834	あきる野市引田78-1	042-558-0321	○	
八丈町	国民健康保険町立八丈病院	100-1511	八丈町三根26-11	04996-2-1188	○	

## 他の施設で生まれた児の新生児聴覚検査を実施している医療機関リスト

・都内区市町村から配布される「新生児聴覚検査受診票」を医療機関へ提出すると、検査の費用の一部(上限3,000円)が助成されます。また、その他に診察代等の費用が別途かかることがあります。詳細は各医療機関へお問い合わせください。  
 ※助成を受けるためには、「新生児聴覚検査受診票」が必要です。

この受診票は、生後1か月頃までにご利用ください。(有効期限:生後50日に達する日まで)

・医療機関によって「受入可能日齢」が異なりますのでご注意ください。また、「新生児聴覚検査受診票」の有効期限(生後50日に達する日まで)を過ぎて検査を受けた場合や、助成対象外となる検査を実施した場合には検査費用は公費助成の対象外となり、自己負担となります。なお、事前予約が必要となることがありますので、必ず事前に医療機関へお問い合わせいただき、ご確認のうえ、検査をお受けください。

### ○他の施設で生まれた児の新生児聴覚検査を実施している医療機関リスト

以下の医療機関では、他の施設(医療機関及び助産所)で生まれた児に対して検査を実施しています。詳細は各医療機関へお問い合わせください。

令和元年8月5日現在

所在地 (区市町村)	医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	受入れ可能日齢	実施条件等	検査使用機器
千代田区	三業病院	101-8326	千代田区神田駿河台2-5	03-3292-3981	生後30日まで	予約が必要です。小児科外来へ電話で御相談下さい。	自動ABR
港区	国際医療福祉大学三田病院	108-8329	港区三田1-4-3	03-3451-8121	生後14日まで		OAE、ABR、ASSR
港区	東京都済生会中央病院	108-0073	港区三田1-4-17	03-3451-8211	生後半年まで		ABR
港区	虎の門病院	105-8470	港区虎ノ門2-2-2	03-3588-1111	生後30日まで	・重複障害がなく、全身状態が安定して外来で検査可能なお子さん。 ・10時30分までにご来院が必要となります。詳細については必ずあらかじめお電話でご確認のうえ、ご来院ください。	自動ABR
新宿区	国立国際医療研究センター病院	162-8655	新宿区戸山1-21-1	03-3202-7181	生後14日まで	予約が必要です。小児科外来へ電話で御相談下さい。	自動ABR
文京区	東都文京病院	113-0034	文京区湯島3-5-7	03-3831-2181	生後3~4か月まで		自動ABR
墨田区	大倉医院	131-0031	墨田区墨田1-10-4	03-3611-4077	特に設けていない		OAE
墨田区	賛育会病院	130-0012	墨田区太平3-20-2	03-3622-9191	生後90日まで		自動ABR
墨田区	同愛記念病院	130-0033	墨田区横綱2-1-11	03-3625-6381	生後30日まで		自動ABR、OAE
墨田区	都立墨東病院	130-8575	墨田区江東橋4-23-15	03-3633-6151	生後28日まで		自動ABR、OAE、ABR
江東区	東峯婦人クリニック	135-0042	江東区木場5-3-10	03-3630-0303	生後28日まで		自動ABR
目黒区	東京医療センター	152-8902	目黒区東が丘2-5-1	03-3411-0111	生後30日まで		自動ABR
大田区	荏原病院	145-0065	大田区東雷谷4-5-10	03-5734-8000	生後30日まで	小児科の受診予約をしてから来院をお願いします。	自動ABR
大田区	東邦大学医療センター大森病院	143-8541	大田区大森西6-11-1	03-3762-4151	生後60日まで	新生児科の予約が必要です。小児医療センター(小児科外来)へ電話でご相談ください。	自動ABR
大田区	前村医院	143-0014	大田区大森中2-19-17	03-3761-3955	生後1か月まで		自動ABR
世田谷区	青木産婦人科医院	156-0043	世田谷区松原3-40-7 パインフィールドビル3F	03-3327-0702	生後30日まで		自動ABR
世田谷区	久我山病院	157-0061	世田谷区北烏山2-14-20	03-3309-1111	特に設けていない		自動ABR

所在地 (区市町村)	医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	受入れ可能日齢	実施条件等	検査使用機器
世田谷区	国立成育医療研究センター	157-8535	世田谷区大蔵2-10-1	03-3416-0181	生後90日まで		自動ABR、OAE
世田谷区	至誠会 第二病院	157-8550	世田谷区上祖師谷5-19-1	03-3300-0366	生後28日まで	完全予約制	OAE
中野区	新中野女性クリニック	164-0012	中野区本町4-48-23	03-3384-3281	生後30日まで	お電話でご予約ください。	自動ABR、OAE
杉並区	赤川クリニック	167-0043	杉並区上荻1-24-6	03-3391-6694	生後30日まで	予約制	自動ABR
豊島区	小川クリニック	171-0052	豊島区南長崎6-7-11	03-3951-0356	生後30日まで		自動ABR
板橋区	板橋区医師会病院	175-0082	板橋区高島平3-12-6	03-3975-8151	生後60日まで		自動ABR
板橋区	板橋中央総合病院	174-0051	板橋区小豆沢2-12-7	03-3967-1181	生後30日まで		自動ABR
板橋区	高島平クリニック	175-0082	板橋区高島平1-12-11 1階～3階	03-3936-4164	生後30日まで		OAE
練馬区	扇内医院	176-0024	練馬区中村3-4-18	03-3990-2111	生後60日まで		OAE
練馬区	練馬総合病院	176-8530	練馬区旭丘1-24-1	03-5988-2290	生後90日まで	事前予約が必要	自動ABR
足立区	長門クリニック	120-0002	足立区中川2-5-8	03-3605-3131	生後40日まで	予約制	自動ABR
葛飾区	木下産婦人科医院	124-0004	葛飾区東堀切1-15-10	03-3602-7201	生後30日まで	事前予約が必要	OAE
葛飾区	東京慈恵会医科大学葛飾 医療センター	125-8506	葛飾区青戸6-41-2	03-3603-2111	生後27日まで		自動ABR、OAE
江戸川区	三枝産婦人科医院	134-0088	江戸川区西葛西3-18-1	03-3680-3003	生後1～2か月まで		OAE
江戸川区	東京臨海病院	134-0066	江戸川区臨海町1-4-2	03-5605-8811	生後60日まで		自動ABR、OAE、 ABR
江戸川区	まつしま病院	132-0031	江戸川区松島1-41-29	03-3653-5541	生後60日まで		自動ABR
八王子市	柴田産婦人科医院	193-0823	八王子市横川町515	042-625-0303	生後30日まで		自動ABR
八王子市	みなみ野グリーンゲイブルズ クリニック	193-0935	八王子市大船町1001	042-663-1101	生後30日まで		自動ABR
立川市	立川相互病院	190-8578	立川市緑町4-1	042-525-2536 (予約センター)	生後50日まで		自動ABR
立川市	永井産婦人科病院	190-0002	立川市幸町4-27-1	042-535-3544	生後60日まで		自動ABR
武蔵野市	池下レディースクリニック 武蔵野	180-0006	武蔵野市中町2-4-5	0422-53-4103	生後30日まで		自動ABR
府中市	榎原記念病院	183-0003	府中市朝日町3-16-1	042-314-3111	生後30日まで		自動ABR
府中市	東府中病院	183-0005	府中市若松町2-7-20	042-364-0151	生後50日まで	要電話予約	自動ABR
府中市	府中の森 土屋産婦人科	183-0055	府中市府中町3-10-9	042-351-3748	生後50日まで	事前に電話予約が必要	自動ABR、OAE
調布市	調布病院	182-0034	調布市下石原3-45-1	042-484-2626	生後30日まで	要電話予約。 要ミルク持参。母子健康手帳と受 診券を必ず持参してください。	自動ABR

所在地 (区市町村)	医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	受入れ可能日齢	実施条件等	検査使用機器
町田市	ベルンの森クリニック	194-0215	町田市小山ヶ丘4-3-1 ベルンの森多摩境	042-775-3553	生後30日まで		OAE
町田市	町田市民病院	194-0023	町田市旭町2-15-41	042-722-2230	生後30日まで		OAE
小金井市	桜町病院	184-8511	小金井市桜町1-2-20	042-383-4111	生後90日まで		自動ABR
日野市	大川産婦人科医院	191-0062	日野市多摩平3-14-4	042-586-1061	生後30日まで	感染症がないこと	自動ABR
日野市	産婦人科コンチェルト	191-0012	日野市日野2949-4	042-586-1103	生後10日まで		OAE
国立市	内野産婦人科小児科	186-0002	国立市東1-8-6 国立メディ カルセンタービル	042-580-0112	生後120日まで	予約制	自動ABR
福生市	公立福生病院	197-8511	福生市加美平1-6-1	042-551-1111	生後180日まで	同意書への記入をお願いしている。なお、他院からの紹介の場合は不要。	自動ABR
狛江市	東京慈恵会医科大学附属 第三病院	201-8601	狛江市和泉本町4-11-1	03-3480-1151	特に設けていない		自動ABR、OAE、 ABR
武蔵村山市	武蔵村山病院	208-0022	武蔵村山市榎1-1-5	042-566-3111	特に設けていない	完全予約制	自動ABR
多摩市	日本医科大学多摩永山病院	206-8512	多摩市永山1-7-1	042-371-2111	生後180日まで		自動ABR

(2) 精密聴力検査実施医療機関リスト

東京都内の新生児聴覚スクリーニング後の精密聴力検査機関リスト  
(一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会ホームページより)

平成 28 年 3 月 18 日

施設名	所在地
国立成育医療研究センター 耳鼻咽喉科	世田谷区大蔵 2-10-1
医療法人財団 神尾記念病院 耳鼻咽喉科	千代田区神田淡路町 2-25
虎の門病院 耳鼻咽喉科	港区虎ノ門 2-2-2
独立行政法人国立病院機構東京医療センター耳鼻咽喉科	目黒区東が丘 2-5-1
昭和大学医学部附属病院 耳鼻咽喉科	品川区旗の台 1-5-8
東京大学医学部附属病院 耳鼻咽喉科	文京区本郷 7-3-1
慶応義塾大学病院 耳鼻咽喉科	新宿区信濃町 35
帝京大学医学部附属病院 耳鼻咽喉科	板橋区加賀 2-11-1
東京慈恵会医科大学附属病院 耳鼻咽喉科	港区西新橋 3-25-8
東京医科大学病院 耳鼻咽喉科	新宿区西新宿 6-7-1
日本大学板橋病院 耳鼻咽喉科	板橋区大谷口上町 30-1
国際医療福祉大学三田病院 耳鼻咽喉科	港区三田 1-4-3
順天堂大学医学部附属順天堂医院 耳鼻咽喉科	文京区本郷 3-1-3

※最新の情報は

一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会ホームページ

「新生児聴覚スクリーニング後の精密聴力検査機関リスト」を参照

(URL : <http://www.jibika.or.jp/citizens/nanchou.html>)

### (3) 都内区市町村担当窓口リスト

#### 【新生児聴覚検査に関する区市町村の担当窓口一覧】

※最新の情報は東京都福祉保健局HPからダウンロード可。

(URL : [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/babv\\_ear.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/babv_ear.html))

○この一覧は、都内にお住まいの方及び医療機関の方の、新生児聴覚検査に関する区市町村へのお問い合わせ(連絡)先です。

平成31年4月1日時点の情報ですので、最新の情報は各自治体にご確認ください。

○部署によって担当業務が分かれている自治体については、部署ごとに受け付ける問い合わせ内容を記載しておりますので、内容に応じたお問い合わせ先にご連絡ください。

○受け付ける問い合わせ内容の詳細は、以下のとおりです。

「全般」 : 新生児聴覚検査に関するお問い合わせ全般

「公費負担制度に関すること」 : 新生児聴覚検査の公費負担、還付申請、償還払いに関するお問い合わせ等

「公費負担制度以外のこと」 : 新生児聴覚検査受診票・精密健康診査受診票の交付(確認検査の結果がリファアだった場合の連絡先はこちら)、検査結果の把握等

○医療機関の方は、個別案件については検査を受けた児のお住まいの区市町村に、一般的なご質問等は所在地の区市町村にご連絡ください。

自治体名	担当部署名	受け付ける問い合わせ内容	電話番号	FAX	所在地	
					郵便番号	住所
千代田区	千代田保健所健康推進課 保健予防係	公費負担制度、新生児聴覚検査受診票の交付	03-5211-8172	03-5211-8192	102-0073	千代田区九段北1-2-14
	千代田保健所健康推進課 保健相談係	精密健康診査受診票の交付、 結果の把握、受診勧奨等	03-5211-8175	03-5211-8192	102-0073	千代田区九段北1-2-14
中央区	中央区保健所 健康推進課予防係	全般	03-3541-5930	03-3546-9554	104-0044	中央区明石町12-1
	日本橋保健センター健康係	公費負担制度以外のこと	03-3661-5071	03-3661-3503	103-0012	中央区日本橋堀留町1-1-1
	月島保健センター健康係	公費負担制度以外のこと	03-5560-0765	03-5560-0747	104-0052	中央区月島2-10-3
※検査を受けた児のお住まいの地区を担当する保健所・保健センターにご連絡ください。 中央区保健所：京橋地区、日本橋保健センター：日本橋地区、月島保健センター：月島地区						
港区	みなと保健所健康推進課 地域保健係	全般	03-6400-0084	03-3455-4460	108-8315	港区三田1-4-10
新宿区	健康部健康づくり課 健康づくり推進係	全般	03-5273-3047	03-5273-3930	160-0022	新宿区新宿5-18-21
文京区	保健衛生部健康推進課 保健係	全般	03-5803-1229	03-5803-1355	112-8555	文京区春日1-16-21
台東区	健康部保健サービス課 母子成人保健担当	公費負担制度、新生児聴覚検査受診票・精密健康診査受診票の交付	03-3847-9447	03-3847-9467	110-0015	台東区東上野4-22-8
	健康部保健サービス課 保健指導担当	結果の把握、受診勧奨等	03-3847-9497	03-3847-9467	110-0015	台東区東上野4-22-8
墨田区	本所保健センター	全般	03-3622-9137	03-3623-2108	130-0005	墨田区東駒形1-6-4
江東区	江東区保健所保健予防課 保健係	公費負担制度に関すること	03-3647-5906	03-3615-7171	135-0016	江東区東陽2-1-1
	城東保健相談所	公費負担制度以外のこと	03-3637-6521	03-3637-6651	136-0072	江東区大島3-1-3
	深川保健相談所	公費負担制度以外のこと	03-3641-1181	03-3641-5557	135-0021	江東区白河3-4-3-301
	深川南部保健相談所	公費負担制度以外のこと	03-5632-2291	03-5632-2295	135-0051	江東区枝川1-8-15-102
	城東南部保健相談所	公費負担制度以外のこと	03-5606-5001	03-5606-5006	136-0076	江東区南砂4-3-10

自治体名	担当部署名	受け付ける問い合わせ内容	電話番号	FAX	所在地	
					郵便番号	住所
品川区	健康推進部健康課 保健衛生係	公費負担制度に関すること	03-5742-6745	03-5742-6883	140-8715	品川区広町2-1-36
	品川区保健所 品川保健センター	公費負担制度以外のこと	03-3474-2000	03-3474-2034	140-0001	品川区北品川3-11-22
	品川区保健所 大井保健センター	公費負担制度以外のこと	03-3772-2666	03-3772-2570	140-0014	品川区大井2-27-20
	品川区保健所 荏原保健センター	公費負担制度以外のこと	03-3788-2000	03-3488-7900	142-0063	品川区荏原2-9-6
目黒区	健康推進部 保健予防課保健サービス係	公費負担制度のこと	03-5722-9503	03-5722-9508	153-8573	目黒区上目黒2-19-15
	健康推進部 保健予防課保健相談係	公費負担制度以外のこと	03-5722-9504	03-5722-9508	153-8573	目黒区上目黒2-19-15
	健康推進部 碑文谷保健センター保健サービス係	公費負担制度のこと	03-3711-6446	03-5722-9330	152-0003	目黒区碑文谷4-16-18
	健康推進部 碑文谷保健センター保健相談係	公費負担制度以外のこと	03-3711-6447	03-5722-9330	152-0003	目黒区碑文谷4-16-18
※検査を受けた児のお住まいの地区を担当する保健センターにご連絡ください。 健康推進部保健予防課：目黒地区、健康推進部碑文保健センター：碑文谷地区						
大田区	健康政策部健康づくり課	公費負担制度に関すること	03-5744-1661	03-5744-1523	144-8621	大田区蒲田5-13-14
	健康政策部 大森地域健康課	公費負担制度以外のこと	03-5764-0661	03-5764-0659	143-0015	大田区大森西1-12-1
	健康政策部 調布地域健康課	公費負担制度以外のこと	03-3726-4145	03-3726-6331	145-0067	大田区雪谷大塚町4-6
	健康政策部 蒲田地域健康課	公費負担制度以外のこと	03-5713-1701	03-5713-1509	144-0053	大田区蒲田本町2-1-1
	健康政策部 葎谷・羽田地域健康課	公費負担制度以外のこと	03-3743-4161	03-6423-8838	144-0033	大田区東葎谷1-21-15
世田谷区	世田谷保健所健康推進課 こころと体の健康担当	全般	03-5432-2446	03-5432-3022	154-8504	世田谷区世田谷4-22-35
渋谷区	健康推進部地域保健課 健康推進係	全般	03-3463-2412	03-5458-4978	150-8010	渋谷区宇田川町1-1
中野区	子ども教育部子育て支援分野 出産・育児支援担当	公費負担制度に関すること	03-3228-5623	03-3228-5657	164-8501	中野区中野4-8-1
	中部すこやか福祉センター	公費負担制度以外のこと	03-3367-7788	03-3367-7789	164-0011	中野区中央3-19-1
	北部すこやか福祉センター	公費負担制度以外のこと	03-3388-0240	03-3389-4339	165-0022	江古田4-31-10
	南部すこやか福祉センター	公費負担制度以外のこと	03-3380-5551	03-3380-5532	164-0013	中野区弥生町5-11-26
	鷺宮すこやか福祉センター	公費負担制度以外のこと	03-3336-7111	03-3336-7134	165-0033	中野区若宮3-58-10

自治体名	担当部署名	受け付ける問い合わせ内容	電話番号	FAX	所在地	
					郵便番号	住所
杉並区	保健福祉部子育て支援課 母子保健係	公費負担制度に関すること、新 生児聴覚検査受診票の交付	03-3312-2111	03-5307-0686	166-8570	杉並区阿佐谷南1-15-1
	荻窪保健センター	全般	03-3391-0015	03-3391-1926	167-0051	杉並区荻窪5-20-1
	高井戸保健センター	全般	03-3334-4304	03-3334-4525	168-0072	杉並区高井戸東3-20-3
	高円寺保健センター	全般	03-3311-0116	03-3311-4871	166-0003	杉並区高円寺南3-24-15
	上井草保健センター	全般	03-3394-1212	03-3394-6330	167-0023	杉並区上井草3-8-19
	和泉保健センター	全般	03-3313-9331	03-3313-4384	168-0063	杉並区和泉4-50-6
※検査を受けた児のお住まいの地区を担当する保健センターにご連絡ください。 担当地域はこちらをご参照ください。 <a href="http://www.city.suginami.tokyo.jp/normalife/soudan/1015383/1008425.html">http://www.city.suginami.tokyo.jp/normalife/soudan/1015383/1008425.html</a>						
豊島区	保健福祉部健康推進課 管理・事業グループ	全般	03-3987-4173	03-3987-4178	170-0013	豊島区東池袋1-20-9
北区	健康福祉部健康推進課 健康係	公費負担制度に関すること	03-3908-9016	03-3905-6500	114-8508	北区王子本町1-15-22
	健康福祉部健康推進課 王子健康支援センター	公費負担制度以外のこと	03-3919-7588	03-3919-5163	114-0001	北区東十条2-7-3
	健康福祉部健康推進課 赤羽健康支援センター	公費負担制度以外のこと	03-3903-6481	03-3903-6486	115-0044	北区赤羽南1-13-1 赤羽会館6階
	健康福祉部健康推進課 滝野川健康支援センター	公費負担制度以外のこと	03-3915-0184	03-3915-0171	114-0024	北区西ヶ原1-19-12
荒川区	健康部健康推進課 健康推進係	全般	03-3802-3111 (内線433)	03-3806-0364	116-8507	荒川区荒川2-11-1 がん予防・健康づくりセンター内
板橋区	健康生きがい部（保健所） 健康推進課健康サービス係	全般	03-3579-2313	03-3962-7834	173-8501	板橋区板橋2-66-1
練馬区	健康部健康推進課 母子保健係	全般	03-5984-4621	03-5984-1211	176-8501	練馬区豊玉北6-12-1
足立区	衛生部保健予防課 保健予防係	公費負担制度に関すること	03-3880-5892	03-3880-5602	120-8510	足立区中央本町1-17-1
	中央本町地域・保健総合支援課	公費負担制度以外のこと	03-3880-5352	03-3880-6998	120-0011	足立区中央本町1-5-3足立保健 所2階
	竹の塚保健センター	公費負担制度以外のこと	03-3855-5082	03-3855-5089	121-0822	足立区西竹の塚1-11-2エミエルタ ワ-竹の塚2階
	江北保健センター	公費負担制度以外のこと	03-3896-4011	03-3856-5529	123-0845	足立区西新井本町2-30-40
	千住保健センター	公費負担制度以外のこと	03-3888-4278	03-3888-5396	120-0036	足立区千住仲町19-3
	東部保健センター	公費負担制度以外のこと	03-3606-4171	03-5697-6561	120-0001	足立区大谷田3-11-13

自治体名	担当部署名	受け付ける問い合わせ内容	電話番号	FAX	所在地	
					郵便番号	住所
葛飾区	子育て支援部子ども家庭支援課 母子保健係	公費負担制度に関すること	03-3602-1387	03-3602-1392	125-0062	葛飾区青戸4-15-14
	健康部青戸保健センター	公費負担制度以外のこと	03-3602-1284	03-3602-1298	125-0062	葛飾区青戸4-15-14
	健康部新小岩保健センター	公費負担制度以外のこと	03-3696-3781	03-5698-1759	124-0025	葛飾区西新小岩4-21-12
	健康部金町保健センター	公費負担制度以外のこと	03-3607-4141	03-3609-6795	125-0042	葛飾区金町4-18-19
	健康部水元保健センター	公費負担制度以外のこと	03-3627-1911	03-5699-1649	125-0033	葛飾区東水元1-7-3
江戸川区	健康部健康サービス課 健康サービス係	全般	03-5661-2466	03-3655-9925	132-8507	江戸川区中央4-24-19
八王子市	医療保険部 大横保健福祉センター	全般	042-625-9200	042-627-5887	192-0062	八王子市大横町11-35
	医療保険部 東浅川保健福祉センター	全般	042-667-1331	042-667-7829	193-0834	八王子市東浅川町551-1
	医療保険部 南大沢保健福祉センター	全般	042-679-2205	042-679-2214	192-0364	八王子市南大沢2-27 八王子市南大沢総合センター1階
	※検査を受けた児のお住まいの地区を担当する保健センターにご連絡ください。 大横保健福祉センター：主に中央部北部圏域、東浅川保健福祉センター：主に西部圏域、南大沢保健福祉センター：主に東南部圏域					
立川市	福祉保健部健康推進課 母子保健係	全般	042-527-3234	042-521-0422	190-0011	立川市高松町3-22-9
武蔵野市	健康福祉部健康課	全般	0422-51-0700	0422-51-9297	180-0001	武蔵野市吉祥寺北町4-8-10
三鷹市	健康福祉部健康推進課 保健サービス係	全般	0422-45-1151 (内線4226～ 4228)	0422-46-4827	181-0004	三鷹市新川6-37-1 三鷹中央防災公園・元気創造プラ ザ2階
青梅市	健康福祉部健康課 母子保健係	全般	0428-23-2191	0428-23-2195	198-0042	東京都青梅市東青梅1-174-1
府中市	子ども家庭部子ども家庭支援課 母子保健係	全般	042-368-5333	042-334-5539	183-0055	府中市府中町2-25 府中市保健センター
昭島市	保健福祉部健康課 子育て世代包括支援センター係	全般	042-543-7303	042-544-7130	196-0015	昭島市昭和町4-7-1
調布市	福祉健康部健康推進課	全般	042-441-6100	042-441-6101	182-8511	調布市小島町2-33-1 文化会館たづくり西館内 保健セン ター
町田市	保健所保健予防課 母子保健係	全般	042-725-5422	050-3161-8634	195-8520	町田市森野2-2-22
小金井市	福祉保健部健康課 健康係	全般	042-321-1240	042-321-6423	184-0015	東京都小金井市貫井北町5-18- 18
小平市	健康福祉部健康推進課 庶務担当	公費負担制度に関すること	042-346-9641	042-346-3705	187-0043	小平市学園東町1-19-12 小平市健康センター
	健康福祉部健康推進課 保健指導担当	公費負担制度以外のこと	042-346-3701			
日野市	健康福祉部健康課 子育て健康係	全般	042-581-4111	042-583-2400	191-0011	日野市日野本町1-6-2 日野市生活・保健センター内
東村山市	子ども家庭部子育て支援課 母子保健係	全般	042-393-5111 (内線3365、 3366)	042-390-2270	189-8501	東村山市本町1-2-3
国分寺市	健康部健康推進課 地域保健係	全般	042-321-1801	042-320-1181	185-0024	国分寺市泉町2-3-8 いずみプラザ1階

自治体名	担当部署名	受け付ける問い合わせ内容	電話番号	FAX	所在地	
					郵便番号	住所
国立市	子ども家庭部子育て支援課 子ども保健・発達支援係	全般	042-574-3311	042-574-3930	186-0003	国立市富士見台3-16-5 国立市保健センター内
西東京市	健康福祉部健康課 事業調整係	全般	042-438-4021	042-422-7309	202-8555	西東京市中町1-5-1
福生市	福祉保健部健康課 保健指導係	全般	042-552-0061	042-530-5324	197-0011	福生市福生2125-3
狛江市	福祉保健部健康推進課	全般	03-3488-1181	03-3488-9100	201-0013	狛江市元和泉2-35-1 あいびあセンター内
東大和市	福祉部健康課 保健係	全般	042-565-5211	042-561-0711	207-0015	東大和市中央3-918-1
清瀬市	健康福祉部健康推進課 母子保健係	全般	042-497-2077	042-495-9222	204-8511	清瀬市中里5-842
東久留米市	福祉保健部健康課	全般	042-477-0022	042-477-0033	203-0033	東久留米市滝山4-3-14 わくわく健康プラザ内
武蔵村山市	健康福祉部健康推進課 母子保健係	全般	042-564-5421	042-564-1562	208-0003	武蔵村山市中央2-118
多摩市	健康福祉部健康推進課	全般	042-376-9111	042-371-1235	206-0011	多摩市関戸4-19-5
稲城市	福祉部健康課 健康推進係	全般	042-378-3421	042-377-4944	206-0804	稲城市百村112-1
あきる野市	健康福祉部健康課 母子保健係	全般	042-558-5091	042-558-3207	197-0814	あきる野市二宮350
羽村市	福祉健康部健康課	全般	042-555-1111	042-554-4767	205-0003	羽村市緑ヶ丘5-5-2 羽村市保健センター
瑞穂町	福祉部健康課 健康係	公費負担制度に関すること	042-557-5072	042-557-7414	190-1211	西多摩郡瑞穂町大字石畑1970
	福祉部健康課 保健係	公費負担制度以外のこと	042-557-5072	042-557-7414	190-1211	西多摩郡瑞穂町大字石畑1970
日の出町	いきいき健康課健康推進係	全般	042-597-0511	042-597-0628	190-0192	西多摩郡日の出町平井2780
檜原村	福祉けんこう課けんこう係	全般	042-598-3121	042-598-1263	190-0211	西多摩郡檜原村2717
奥多摩町	福祉保健課	全般	0428-83-2777	0428-83-2833	198-0212	西多摩郡奥多摩町氷川1111
大島町	福祉けんこう課けんこう係	全般	04992-2-1482	04992-2-4430	100-0101	大島町元町1-1-14
利島村	住民課	全般	04992-9-0011	04992-9-0190	100-0301	利島村248番地
新島村	さわやか健康センター	全般	04992-5-1856	04992-5-1857	100-0402	新島村本村3-12-8
神津島村	保健医療課保健医療係	全般	04992-8-0010	04992-8-7256	100-0601	神津島村1009-1
三宅村	福祉健康課健康係	全般	04994-5-0911	04994-5-0655	100-1212	三宅島三宅村阿古497
御蔵島村	総務課民生係	全般	04994-8-2121	04994-8-2239	100-1301	御蔵島村字入かねが沢
八丈町	福祉健康課保健係	全般	04996-2-5570	04996-2-7923	100-1498	八丈島八丈町大賀郷2551番地2

自治体名	担当部署名	受け付ける問い合わせ内容	電話番号	FAX	所在地	
					郵便番号	住所
膏ヶ島村	総務課	全般	04996-9-0111	04996-9-0001	100-1701	膏ヶ島村無番地
小笠原村	村民課福祉係	全般	04998-2-3939	04998-2-3223	100-2101	小笠原村父島字西町

(4) 都内の乳幼児教育相談・療育機関リスト

【都内の乳幼児教育相談・療育機関リスト】

※最新の情報は東京都福祉保健局HPからダウンロード可。

(URL : [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby\\_ear.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby_ear.html))

○都立聴覚障害特別支援学校（ろう学校）乳幼児教育相談

施設名	所在地		電話番号
	郵便番号	住所	
都立大塚ろう学校	170-0002	豊島区巢鴨4-20-8	03-3918-3347
都立大塚ろう学校城東分教室	136-0072	江東区大島6-7-3	03-3685-9100
都立大塚ろう学校城南分教室	144-0046	大田区東六郷2-18-19	03-5710-3043
都立大塚ろう学校永福分教室	168-0064	杉並区永福1-7-28	03-3323-8376
都立立川ろう学校	190-0003	立川市栄町1-15-7	042-523-1358
都立葛飾ろう学校	124-0002	葛飾区西亀有2-58-1	03-3606-0121

○児童発達支援センター

富士見台きこえとことばの教室	177-0034	練馬区富士見台2-34-4	03-3998-4321
ライシャワ・クレマ学園	195-0063	町田市野津田町並木1942	042-735-2361

○児童発達支援事業所

明晴プレスクールめだか	140-0003	品川区八潮5-2-1	03-3790-4244
-------------	----------	------------	--------------

○私立聴覚障害特別支援学校

日本聾話学校	195-0063	町田市野津田町並木1942	042-735-2361
明晴学園	140-0003	品川区八潮5-2-1	03-6380-6755

#### 4 その他

(1)「新生児聴覚検査の実施について」(平成29年12月28日付子母発1228第1号)

(改正後全文)

雇児母発第0129002号

平成19年1月29日

[改正経過] 平成28年3月29日 雇児母発0329第2号  
平成28年9月30日 雇児母発0930第3号  
平成29年12月28日 子母発1228第1号

都道府県  
各 政 令 市 母子保健主管部（局）長 殿  
特 別 区

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

#### 新生児聴覚検査の実施について

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。

このため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれては、下記に御留意の上、新生児聴覚検査の実施に積極的に取り組まれるようお願いする。

都道府県におかれては、本通知の内容を御了知の上、新生児聴覚検査の意義等に係る管内広域にわたる周知啓発や、療育機関や医療機関等の関係機関との連携体制づくり等について、積極的な取組と管内市町村への指導を行っていただくようお願いする。また、医療機関に対する周知啓発に当たっては、別添1及び別添2の資料を参考とされたい。

なお、新生児聴覚検査事業については、平成18年度をもって国庫補助を廃止し、平成19年度の地方財政措置において、「少子化対策に関する地方単独措置」として総額において大幅な拡充がなされることにより、所要の財源が確保され、市町村に対して地方交付税措置されたことを申し添える。

おって、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添える。

#### 記

##### 1 新生児聴覚検査の実施について

(1) 市町村は、聴覚検査方法の開発の進展や新生児期に聴覚能力を判定できる検査機器の普及等により、大半の医療機関において聴覚能力をスクリーニングできる体制が整備されている状況を踏まえ、管内の全ての新生児に対し新生児聴覚検査が実施されるよう、次の取組を行うよう努めること。

① 新生児の訪問指導等の際に、母子健康手帳を活用し、以下を行うこと。

ア 新生児聴覚検査の受診状況を確認し、保護者等に対し検査の受診勧奨を行

うこと。

イ 新生児聴覚検査の受診結果を確認し、要支援児とその保護者に対する適切な指導援助を行うこと。

なお、検査の結果、支援が必要と判断された児に対する療育は、遅くとも生後6か月頃までに開始されることが望ましいこととされていることから、その時期までに管内の新生児を含む全ての乳児に対し受診状況の確認を行うよう努めること。

また、確認した受診状況等については、市町村においてとりまとめ、継続的な検査実施状況等（受診者数、未受診者数、受診率、検査結果、要支援児数等）の把握に活用すること。

② 新生児聴覚検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を積極的に図ること。

(2) 市町村は、(1)の取組を行うに当たって、検査により把握された要支援児に対する療育が遅滞なく実施されるよう、別添2の新生児聴覚検査の流れを参考とすること。

## 2 周知啓発

市町村は、周知啓発に当たり次に留意すること。

- (1) 新生児聴覚検査の目的や検査方法等について、保護者又は関係者等に対して、あらゆる機会を通じて周知徹底を図ること。
- (2) 母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、出産前の両（母）親学級等の機会を活用し、住民に対し新生児聴覚検査についての普及啓発を行うこと。

## 3 関係機関の連携等

(1) 都道府県は、管内の市町村において、新生児に対する検査が適切に実施され、検査により把握された要支援児及びその保護者に対する多面的な支援が円滑に行われるよう、行政機関、療育機関、医療機関、教育機関、地域の医師会、患者会等の関係機関・関係団体から構成される協議会を開催し、都道府県単位で連携体制を構築すること。

協議会においては、市町村における実施状況等（公費負担の実施、検査の受診者数・未受診者数・受診率・検査結果等、受診勧奨、早期療育への支援状況等）や医療機関における検査の実施状況等を把握し、必要な対策について協議すること。

- (2) (1)の連携体制のもとで、新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施できるよう、手引書等を作成することが望ましいこと。
- (3) 検査結果等の個人情報の取扱いには十分留意すること。

## 【別添1】

### 医療機関における新生児聴覚検査に関する留意事項

#### 1 検査体制の整備

- (1) 分娩取扱機関においては、必要な検査機器の整備及び検査担当者の配置、又は、検査を実施する医療機関との連携体制の構築により、出生児に対し新生児聴覚検査を早期に実施できる体制を整えること。
- (2) 精密検査を実施する医療機関は、精密検査の結果、異常があると認められた児に対する療育が早期に開始されるよう、療育機関との連携体制の構築を図ること。

#### 2 検査機関における対応

- (1) 新生児聴覚検査を実施する機関（以下「検査機関」という。）は、検査の実施に当たり、保護者に誤解や過剰な不安感を与えないよう、保護者に対し、検査の目的・内容・方法についてわかりやすく説明するよう努めること。
- (2) 検査機関は、検査の結果、リファー（要再検）のケースについては、保護者に対し十分な説明を行うよう努めること。
- (3) 検査機関は、保護者に説明し同意を得た上で、母子健康手帳に検査年月日及び結果を記録すること若しくは検査結果の写しを添付すること、又は、検査結果の写しを保護者に渡すことに努めること。指定養育医療機関において、聴覚検査を実施する場合においても同様であること。

#### 3 検査時期

- (1) 分娩取扱機関において新生児聴覚検査を実施する場合は、おおむね生後3日以内に行う初回検査の結果、リファー（要再検）のケースについては、おおむね生後1週間以内に確認検査を行うこと。
- (2) 分娩取扱機関において新生児聴覚検査を実施しない場合は、出生児が退院後可能な限り早期に検査を受診できるよう、検査機関との連携を図ること。
- (3) 精密検査は、遅くとも生後3か月頃までに実施することが望ましいこと。
- (4) 精密検査の結果、支援が必要と判断された児に対する療育は、遅くとも生後6か月頃までに開始されることが望ましいこと。
- (5) 未熟児など特別な配慮が必要な児への検査時期については、(1)から(4)までにかかわらず、医師により適切に判断されることが望ましいこと。

#### 4 検査方法

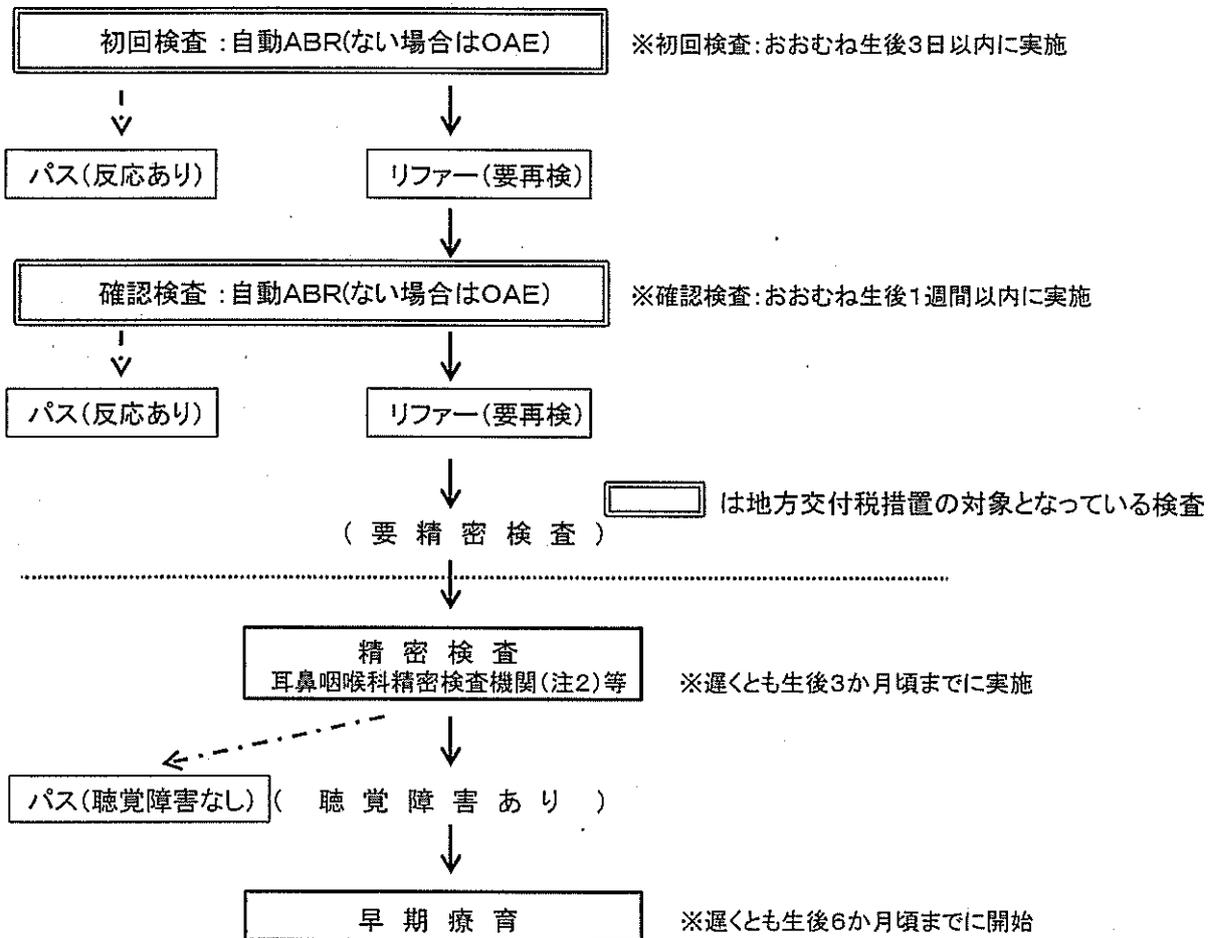
聴神経難聴スペクトラム (Auditory neuropathy spectrum disorders (ANS D)) では、内耳機能は正常又は正常に近い場合耳音響放射検査 (OAE) ではパス (反応あり) となるものの、聴神経機能は異常であるため自動聴性脳幹反応検査 (自動ABR) ではリファー (要再検) となる。このため、初回検査及び確認検査は自動聴性脳幹反応検査 (自動ABR) で実施することが望ましいこと。

#### 5 その他

検査機関は、新生児聴覚検査の精度の維持向上を図ることが望ましいこと。

【別添2】

新生児聴覚検査の流れ



注1：未熟児など特別な配慮が必要な児への検査時期については、上記にかかわらず、医師により適切に判断されることが望ましい。

注2：日本耳鼻咽喉科学会が定める「新生児聴覚スクリーニング後の精密検査機関リスト」を参照すること。  
<http://www.jibika.or.jp/citizens/nanchou.html>

< 用語解説 >

新生児聴覚検査

…新生児期において、先天性の聴覚障害の発見を目的として実施する聴覚検査

自動ABR(自動聴性脳幹反応(Automated Auditory Brainstem Response))

…新生児聴覚スクリーニング用の聴性脳幹反応検査。自動判定機能をもたせるもので、判定基準は35dBに設定される

ABR(聴性脳幹反応(Auditory Brainstem Response))

…睡眠下に刺激音を聴かせて頭皮上から得られる聴性電位変動で、聴覚脳幹機能を評価する検査

OAE(耳音響放射(Otoacoustic Emissions))

…内耳から外耳道へ放射される微弱な音信号を集音して得られる反応で、内耳有毛細胞機能を評価する検査

## 新生児聴覚検査実施要綱

### 第1 目的

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施する。

### 第2 対象

東京都内に居住する者の子であって、生後50日に達する日まで（生まれた日を0日として起算し50日まで）とする。

### 第3 新生児聴覚検査の実施医療機関

1 新生児聴覚検査は、次の医療機関において実施する。

- (1) 公益社団法人東京都医師会（以下「東京都医師会」という。）に加入する医療機関（以下「医師会加入医療機関」という。）
- (2) 東京都医師会に加入しておらず、原則として標ぼうする診療科目に産婦人科または耳鼻咽喉科を掲げる医療機関（以下「医師会非加入医療機関」という。）

2 医療機関から健康診査への協力又は協力辞退の申出は、次の手続によるものとする。

(1) 医師会加入医療機関

健康診査協力承諾書（第1号様式の1）又は健康診査協力辞退届（第1号様式の2）を、所属する地区医師会を経由して区（市町村）長に提出するものとする。

なお、区（市町村）長は、事前に地区医師会等の協力を得るものとする。

(2) 医師会非加入医療機関

健康診査協力届（第1号様式の3）又は健康診査契約解除届（第1号様式の4）を、区（市町村）長に提出するものとする。

### 第4 実施方法及び内容

1 実施方法

- (1) 区（市町村）長は、東京都医師会及び医師会非加入医療機関と委託契約を締結し、新生児聴覚検査を実施する。
- (2) 実施医療機関は、対象児の保護者から提出される「新生児聴覚検査受診票」第2号様式（甲乙丙の3枚複写。甲は白色。表紙に「新生児聴覚検査のごあんない」を記載する。）（以下「受診票」という。）により検査を実施する。

2 実施医療機関における受診票の取扱い

実施医療機関は、新生児聴覚検査を実施した場合には、第2号様式の受診票（甲乙丙の3枚複写）の所定欄に、検査の結果、区（市町村）への連絡事項を記入するものとする。

甲票は実施医療機関の控えとして保存する。乙票は対象児の保護者に交付して、検査結果欄を母子健康手帳に貼り付けるよう指導する。丙票は健康診査委託料の請求原票・結果通知表（以下「請求原票」という。）として使用する。

なお、実施医療機関は、受診票の所定欄に医療機関コードを記載するものとする。

### 3 検査の内容

- (1) 生後50日に達する日までに実施する新生児聴覚検査の初回検査であって、自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）または耳音響放射検査（OAE）により実施する。
- (2) 初回検査は原則として出生後おおむね3日以内に出生した分娩取扱機関で実施することとし、これにより難しい場合は、退院後、生後50日に達する日までに他の医療機関等で実施する。

## 第5 受診票の交付及び再交付

- 1 区（市町村）長は、妊娠届出を受理したときに、受診票を交付する。受診票には、別表1で定める事業・住所コードを記入して交付するものとする。

### (1) 受診票の交付

妊産婦が他の道府県から転入した場合は新生児聴覚検査受診票交付・再交付申請書（第3号様式）を提出させ、交付する。

### (2) 受診票の再交付

受診票の再交付は、原則行わないものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合には、新生児聴覚検査受診票交付・再交付申請書（第3号様式）を提出させ、再交付することができる。

## 第6 転出に伴う受診票の返却

- 1 妊産婦が他の道府県に転出する場合は、受診票を返却するものとする。
- 2 都内区市町村への転出の場合は、継続して使用を認めるため、返却する必要はないものとする。

## 第7 受診票の有効期間

有効期間は、対象児が生後50日に達する日までとする。

## 第8 実施医療機関からの健康診査委託料等の請求

### 1 医師会加入医療機関

- (1) 医師会加入医療機関は、当月分の請求原票に妊婦・乳児健康診査総括票（第4号様式。以下「総括票」という。）を添えて、所属する地区医師会に提出する。

- (2) 請求原票及び総括表の提出を受けた地区医師会は、内容を審査の上、妊婦・乳児健康診査請求原票送付書（第5号様式。以下「送付書」という。）を添えて、翌月10日までに、東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に提出する。

なお、医師会加入医療機関は総括票に、地区医師会は送付書に、別表2に定める医師会コードを記入するものとする。

## 2 医師会非加入医療機関

医師会非加入医療機関は、当月分の請求原票に総括票を添えて、翌月10日までに連合会に提出する。

## 第9 区市町村における健康診査委託料等の審査及び支払

- 1 区（市町村）長は、健康診査委託料の審査・支払に関する事務及び地区医師会事務費の審査・集計帳票作成に関する事務を、連合会に委託して行う。
- 2 区（市町村）長は、実施医療機関から請求を受けたときは、連合会を通じて、実施医療機関に委託料を支払うものとする。  
また、連合会から送付された集計帳簿を基に、地区医師会に事務費を支払うものとする。
- 3 区（市町村）長は、委託料の支払に際し、連合会を通じて当該医療機関に通知する。  
また、事務費の支払に際し、地区医師会に通知する。
- 4 連合会は、新生児聴覚検査受診票の住所コードを確認の上、区（市町村）長に対し、健康診査委託料の請求をすることとし、請求原票を送付する。
- 5 区（市町村）長は、連合会より請求原票を受理した場合、健康診査委託料を支払うものとする。

## 第10 事後措置

区（市町村）長は、連合会から請求原票を受理したときは、検査の実施結果を母子健康管理票に記録するとともに、指導を要する妊婦については、適切な措置を講ずるものとする。

## 第11 広報活動

区（市町村）長は、各種広報手段を活用するとともに、医師会及び実施医療機関などの関係団体を通じて、区（市町村）民に対して制度の趣旨の周知を図るものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に交付された受診票は、要綱の施行の日以後においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に交付された受診票は、要綱の施行の日以後においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。

(3) 新生児聴覚スクリーニングマニュアル（一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会）

日本耳鼻咽喉科学会作成の「新生児聴覚検査スクリーニングマニュアル」には、分娩取扱施設や新生児科等において、実際に聴覚スクリーニングを行い、その結果を説明する立場の方々に読んでいただくことを想定して耳鼻咽喉科医師によって作られ、検査の説明・実施と結果説明に際の留意点等が記載されている。

一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会の下記 HP にてダウンロードが可能

(URL : [http://www.jibika.or.jp/members/publish/hearing\\_screening.html](http://www.jibika.or.jp/members/publish/hearing_screening.html))

#### (4) 医療機関向け Q&A

新生児聴覚検査の実施にあたっては、下記 Q&A を参照し対応する。

### 平成 31 年度からの新生児聴覚検査の実施に関する Q & A

※この Q&A に関するご質問については、医療機関の所在する区市町村にお問合せ  
いただくよう、お願いいたします。

平成 31 年 2 月 20 日

#### 1. 新生児聴覚検査の実施について

Q1 今回、新生児聴覚検査の公費負担が開始された理由は何か。

A 聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要であるため。

平成 29 年 12 月 28 日付厚生労働省通知「新生児聴覚検査の実施について」では新生児聴覚検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を積極的に図るよう区市町村に対し、取り組みの充実を求めている。

Q2 この公費負担制度の特徴はなにか。

A 医療機関、都及び区市町村が連携し、都内の全ての新生児が都内全域の医療機関で新生児聴覚検査を受けられるよう、都内区市町村共通の検査受診票により検査を受け、確実に精密検査、治療・療育につながる仕組みを構築したことである。区市町村は、検査結果を把握して、難聴が疑われる児の保護者への支援を開始する。リファーマーの場合は、医療機関が検査結果を区市町村に速やかに報告することで、精密検査医療機関への紹介を区市町村が、責任をもって行う。(※「資料 4 新生児聴覚検査の流れ」参照)

また、未受診者への勧奨や、他院出生児の検査が可能な施設を案内できるように、検査実施医療機関等を公表することとした。

Q3 検査については必ず実施しなければならないのか。

A 検査の目的や必要性を保護者に説明して、実施していただくようお願いしたい。また、機器を保有していない分娩施設においては、検査を実施可能な施設の案内をお願いしたい。

区市町村においては、新生児聴覚検査の目的や検査方法等について、保護者又は関係者等に対して、母子健康手帳の交付等の機会を通じて周知徹底を図る予定である。

(参考) 産婦人科診療ガイドライン産科編 2017 P417 - P420 では、聴覚スクリーニング検査の実施は、ガイドライン 2014 推奨 C から推奨 B に変更。聴覚障害につい

ては、早期の診断・介入がコミュニケーション能力・QOL 向上につながるので、新生児早期（生後 3～5 日齢）に機器を用いた聴覚スクリーニングを行うことが望ましいと記載されている。

Q4 新生児聴覚検査の機器を保有していない分娩施設（助産所を含む）はどうしたらよいか。

A 他院出生児の検査が受けられる施設を、出産前に案内いただきたい。施設一覧は、東京都 HP（URL [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby\\_ear.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby_ear.html)）に掲載（31 年 3 月掲載予定）。他院出生児の検査が可能な施設においては、全ての新生児を対象として検査を実施することが重要であるため、出来る限り協力をお願いしたい。特に、助産所においては、把握している医療機関等の情報が限られる可能性があるため、助産所の嘱託医師は、検査先の情報提供など特段の配慮をお願いしたい。

## 2. 公費負担制度について

Q5 各区市町村では、新生児聴覚検査の公費負担制度についてどのように周知するのか。

A 新生児聴覚検査の公費負担制度について、保護者又は関係者等に対して、母子健康手帳の交付等の機会を通じて周知徹底を図る予定である。医療機関においては、区市町村から送付されるポスターを掲示して周知に協力をお願いしたい。

Q6 検査受診票の対象はだれか。いつから交付および使用されるのか。公費負担制度を適用するのは、いつからか。

A 平成 31 年 4 月 1 日以降に出生した児（東京都内に居住する者の子であって、生後 50 日に達する日まで）が対象になる。そのため、3 月 31 日以前に出生して、聴覚検査を 4 月 1 日以降に受ける場合は、対象とならない。検査受診票は 4 月 1 日以降に都内の区市町村に妊娠届を出した妊婦全員に交付されるが、3 月 31 日以前に母子健康手帳を交付された妊婦から 4 月 1 日以降に出生した児についても対象となるため、医療機関において、住所地の区市町村で交付されることを案内いただきたい。また、区市町村から送付されるポスターの掲示をお願いしたい。

住所地の区市町村の連絡先一覧は 東京都 HP（URL [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby\\_ear.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby_ear.html)）に掲載。

Q7 公費負担額はいくらか。

A 初回検査の費用の一部（上限 3,000 円）を公費負担とする。検査項目で公費負担額を超えた場合には差額を保護者より徴収いただきたい。

Q8 新生児聴覚検査を実施するにあたって、公費負担対象となる検査方法は何か。

A 自動聴性脳幹反応（自動 ABR）、耳音響放射（OAE）である。どちらの検査でも公費負担額は同額である。なお、初回検査のみが公費負担の対象である。

Q9 検査受診票を交付されていない場合、公費負担は可能か。

A 検査受診票を使用した場合にのみ、公費負担を行うため、交付されていない妊婦・産婦については、住所地の区市町村を案内いただきたい。

区市町村の担当部署：東京都 HP (URL [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby\\_ear.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby_ear.html)) に掲載。

Q10 新生児聴覚検査の初回検査（1回目）の結果がリファーで、確認検査を同じ施設で行う場合、公費負担になるのか。

A 初回検査のみが公費負担となる。2回目以降の検査は、公費負担の対象とならない。

Q11 検査受診票の有効期間はいつまでか。

A 生後 50 日に達する日まで（生まれた日を 0 日として起算し 50 日まで）である。

Q12 生後 50 日を超えて検査（初回検査）をした場合は、公費負担はどうなるのか。

A 生後 51 日以降は公費負担の対象ではないため、新生児聴覚検査受診票は使用できない。新生児聴覚検査の公費負担制度について、保護者又は関係者等に対して、母子健康手帳の交付等の機会を通じて周知徹底を図る予定である。医療機関においては、区市町村から送付されるポスターを掲示して周知に協力をお願いしたい。

Q13 早産児の場合も、検査受診票は使用できるのか。

A 保険診療以外での自動 ABR または OAE の機器で検査をした場合のみ、検査受診票は使用できる。

### 3. 新生児聴覚検査後の対応について

Q14 検査機関における検査受診票の記載の仕方はどうするのか。

A 記載手順は以下の通りとする。

(1) 出産日、出産週数、出生時体重を記載する。

(2) 検査結果は、使用した機器の「1. OAE」または「2. 自動 ABR」のどちらかを○で囲み、右耳、左耳それぞれ「1. パス」または「2. リファア」のどちらかを○で囲む。

※初回検査の結果がリファアで確認検査をした場合、確認検査の結果（最終結果）を記載していただきたい。初回検査 OAE で、確認検査自動 ABR の場合は、どちらの記載も可能である。

(3) 総合判定は、パスの場合は、「1. 異常を認めない」を○で囲む。リファアの場合は、「2. 耳鼻科受診が必要」を○で囲む。「3. その他」は1. 2以外で必要な情報があれば記載し、1. または2. と重複しても構わない。

(4) 区市町村への連絡事項は、パスの場合は、記載不要である。リファアの場合は、「1. 訪問指導を要する」及び「3. 要精密検査」を○で囲む。紹介先の有無も○で囲む。紹介先が決まっていない場合は、区市町村より保護者に案内する。

※大学病院等で、同施設内の耳鼻科を受診する場合は、「2. 当院にて治療・指導」を○で囲む。「4. その他」は1. 2. 3以外で必要な情報があれば記載し、1. 2. または3と重複しても構わない。

(5) 日付の記入欄は、必ず初回検査の実施日を記入する。

※元号改正後（2019年5月）以降も、和暦で記入する必要があるため、元号改正後は「平成」表記の元号を、新元号に読み替えて記入する。（2019年（新元号元年）5月1日に初回検査をした場合は、「1年5月1日」と記入する。）

Q15 新生児聴覚検査の結果は、保護者にどう伝えるのか。

A 結果について説明し、新生児聴覚検査受診票（乙）を保護者に渡していただきたい。保護者に同意を得た上で、母子健康手帳 P17 に検査結果を記録、または検査結果のシールを貼付していただきたい。シールは感熱紙のため、数年経過すると文字の明瞭度に変化がでることがある。

Q16 新生児聴覚検査で、初回検査の結果がリファアとなった場合どうするのか。

A 平成29年12月28日付厚生労働省通知「新生児聴覚検査の実施について」において、分娩取扱機関で新生児聴覚検査を実施する場合は、おおむね生後3日以内に行う初回検査の結果、リファア（要再検）のケースについては、おおむね生後1週間以内に確認検査を行うこととなっているため、対応をお願いしたい。確認検査でパスの場合は、総合判定は「1. 異常をみとめない」となる。Q14を参照し記載をお願いしたい。

Q17 新生児聴覚検査で、確認検査の結果がリファアだった場合、どうするのか。連絡先の区市町村はどこになるのか。

A まず、精密検査が必要なことを保護者に伝える。この時点で、難聴と診断しているわけではないため、誤解を招くことのないように配慮いただきたい。精密検査機関受

診については、区市町村から精密健康診査受診票（精健票）が発行されるので、お住まいの区市町村からの連絡があることを伝える。また、新生児聴覚検査受診票に記載されている内容について、保護者の住所地の区市町村に速やかに連絡を願いたい。同施設内の耳鼻科を受診する場合についても同様に住所地の区市町村に連絡をお願いしたい。区市町村の担当部署は東京都 HP（URL [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby\\_ear.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby_ear.html)）に掲載。区市町村とは、保護者の住所地の区市町村のことである。

Q18 新生児聴覚検査の初回検査の結果がリファーとなった場合、確認検査を同じ施設で行う必要があるのか。

A Q16を参照し願いたい。ただし、入院期間の日数等により、1週間以内に確認検査が行えない場合は、初回検査後、Q17の対応を願いたい。

Q19 新生児聴覚検査の結果がリファーだった場合、どのような方法で、区市町村に連絡するのか。

A 新生児聴覚検査診票に記載されている内容について、保護者の住所地の区市町村に速やかに連絡をお願いしたい。同病院内の耳鼻科を受診する場合についても同様に連絡を願いたい。連絡方法は、電話・FAX・郵送による。FAXは新生児聴覚検査受診票（甲）の左下の保護者の住所・母の氏名及び電話番号の一部をマスキングして、誤送信による個人情報の流出防止を行っていただきたい。郵送については、新生児聴覚検査受診票（甲）のコピー送付をお願いしたい。区市町村の担当部署は東京都 HP（URL [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby\\_ear.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby_ear.html)）に掲載。

Q20 新生児聴覚検査の結果がリファーだった場合、区市町村に連絡した後の流れはどのようなのか。

A 連絡を受けた区市町村より医療機関に連絡が入る場合は、対応に協力いただきたい。また、連絡を受けた区市町村は、保護者と連絡を取り、支援を開始する。精密検査機関が決まっていない場合は、区市町村は保護者と相談して受診先を決定する。精密検査を受ける場合、精密健康診査受診票（精健票）を交付して、受診を促す。精密健康診査受診票（精健票）と保険証・乳児医療証を持参して医療機関を受診する。

Q21 精密検査機関とは何か。

A 「新生児聴覚スクリーニング後の精密聴力検査機関」とは、小児の難聴医療に精通している耳鼻咽喉科の専門医がいて、小児難聴の診断が十分にできる環境である（検査機

器や人材など)。

日本耳鼻咽喉科学会が指定した医療機関

平成30年11月2日現在、都内13施設、全国171施設あり

Q22 難聴の原因の1つにサイトメガロウイルス (CMV) 感染があるが、リファアの場合、検査をする必要があるのか。

A 先天性のCMV感染が否定できない場合は検査を行っていただきたい。当該検査は生後3週間以内の尿検査によって診断するため、その場合は、出生後入院中にぜひ行っていただきたい。新生児尿を用いたCMV核酸検査は、2018年1月より保険適応となった(保険点数850点)。検査結果が陽性だった場合は、精密検査が可能な大学病院等の小児科へ紹介いただきたい。なお、この保険診療はCMV感染のスクリーニング検査としては使用できない。

Q23 精密検査機関で行った結果については区市町村に連絡するのか。

A 精密検査を行った担当医師が、精健票の下部の「所見又は今後の処置」の欄に記載して乙(結果通知用)を提出する。また、難聴(疑いを含む)の場合は「乳幼児教育相談」を行う都立ろう学校や、主に難聴幼児の療育を行う児童発達支援センターを案内いただきたい。

Q24 精密検査の結果、難聴(疑いを含む)の場合は、相談や療育を行う機関の紹介が必要か。

A 療育は言語の獲得に大変重要であるため、ぜひご紹介いただきたい。療育機関などの連絡先一覧は東京都HP(URL [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby\\_ear.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby_ear.html))に掲載。

また、精健票の「所見又は今後の処置」の「指示」欄の「その他」として「区市町村から療育機関の紹介希望」と記載があれば、区市町村からの案内も可能である。

#### 4. その他

Q25 生活保護受給世帯の場合の新生児聴覚検査の対応はどうなるのか。

A 保健指導票を使用して新生児聴覚検査を実施することが可能である。保健指導票を使用する場合も、新生児聴覚検査受診票と同一検査内容である。検査結果を空欄に記載することをお願いしたい。

※ 非課税世帯の場合も、保健指導票を使用する場合がある。

Q26 保健指導票を使用して新生児聴覚検査をし、リファアだった場合の対応はどうなるのか。

A Q16、Q18に準じて、区市町村へ連絡いただきたい。

Q27 Q26の場合、区市町村に連絡した後の流れはどうなるのか。

A 連絡を受けた区市町村は、保護者と連絡を取り、支援を開始する。精密検査機関が決まっていない場合は、保護者と相談して受診先を決定する。生活保護受給世帯（中国残留邦人等支援給付世帯を含む）の場合は、生活保護担当部署より、医療券を交付して、精密検査医療機関（精密検査施設が全て、医療券を使用できるとは限らない）を受診する。また、非課税世帯の場合は、Q20の対応となる。

以下のホームページに東京都における「新生児聴覚検査」に関する情報を掲載しております。

右記のQRコードを携帯電話で読み取るか、下記のURLにアクセスしてください。

東京都福祉保健局ホームページ

（URL [http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby\\_ear.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/kenkou/baby_ear.html)）

※31年3月に情報更新を予定しています。



QRコード

## 《参考文献》

- ・「新生児聴覚検査ハンドブック」(東京都福祉保健局少子社会対策部)、平成 18 年 3 月
- ・「東京都新生児聴覚等検査モデル事業最終報告」(東京都福祉保健局少子社会対策部)、平成 18 年 3 月
- ・「新生児聴覚スクリーニングマニュアルー産科・小児科・耳鼻咽喉科医師・助産師・看護師の皆様へ」(一般社団法人 耳鼻咽喉科学会)、平成 28 年 8 月
- ・「厚生労働科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業 先天性サイトメガロウイルス感染症対策のための妊婦教育の効果の検討、妊婦・新生児スクリーニング体制の構築及び感染症新生児の発症リスク同定に関する研究」

平成30年度新生児聴覚検査の推進に向けた検討会 委員名簿

区分	氏名	所属等	
委員	関係団体	落合 和彦	公益社団法人 東京都医師会 理事
		中井 章人	一般社団法人 東京産婦人科医会 理事
		豊川 達記	東京小児科医会
		加我 君孝	一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会 東京都地方部会長
		守本 倫子	一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会 東京都地方部会
	関係行政機関	松本 加代	台東区 健康部参事 台東保健所保健予防課長
		水田 渉子	板橋区 健康生きがい部 (保健所) 予防対策課長
		飯窪 英一	北区 健康福祉部健康推進課長
		鈴木 眞理	立川市 福祉保健部健康推進課長
		金森 和子	多摩市 健康福祉部健康推進課長
		野村 雅巳	檜原村 福祉けんこう課長
オブザーバー	松本 憲子	都立大塚ろう学校 城南分教室 主幹教諭	

任期 平成30年2月16日から平成31年3月31日まで

## 謝辞

平成30年1月に東京都は「新生児聴覚検査の推進に向けた検討会」を設置し、医師会等関係団体及び行政機関で構成された委員により、制度の円滑な実施に向けた各機関の役割や課題等について検討を行ってまいりました。本検討会委員の皆様には熱心なご議論と本事業への多大なご助言・ご協力をいただきました。また、本検討会の設置を受け、平成30年度に特別区が「新生児聴覚検査作業部会」を設置し、新生児聴覚検査のフロー図やQ&Aの作成等、体制整備等にかかる実務的な検討をいただき、多大なるご協力をいただきました。ここに深謝いたします。

新生児聴覚検査実務の手引き

令和2年〇月発行

編集・発行 東京都福祉保健局少子社会対策部家庭支援課  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話番号 03(5320)4372

